
データ編

- P 82 株式会社日本政策投資銀行法
- P 99 財務の状況

株式会社日本政策投資銀行法

(平成19年法律第85号)

制定：平成19年6月13日法律第85号

施行：令和3年3月1日

改正：令和元年12月11日法律第71号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 業務等(第三条―第二十五条)

第三章 雑則(第二十六条―第二十九条)

第四章 罰則(第三十条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)

六 有価証券の貸付けを行うこと。

七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。

八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するもの)に限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。以下この号において同じ。)その他特定社債又は優先出資証券に準ずる有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。

九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。

十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。

二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
- 三 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債
- 四 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、口の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。

7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であって政令で定めるものは、適用しない。

(金融商品取引法の規定の読替え適用等)

第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。)。	「協同組織金融機関」という。)、株式会社日本政策投資銀行
第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
第三十三条の八第一項	金融機関である場合	金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第三条第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

2 会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。)、監査役若しくは執行役又は使用人は、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。)の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。)又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(日本政策投資銀行債の発行)

第五条 会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二条の規定は、会社が日本政策投資銀行債を発行する場合には、適用しない。

3 会社は、外国を発行地とする日本政策投資銀行債に限り、その社債券(その利札を含む。以下この項並びに第十三条第三項及び第四項第一号において同じ。)を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、日本政策投資銀行債の社債券を発行することができる。

(日本政策投資銀行債の発行方法)

第六条 日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券の応募者との間で、当該社債券に係る保護預り契約であって財務省令・内閣府令で定める事項を内容とするものを締結してはならない。

3 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

- 4 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会社の商号
 - 二 当該社債券に係る社債の金額
 - 三 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の利率
 - 四 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の償還の方法及び期限
 - 五 当該社債券の番号
- 5 会社は、売出しの方法により日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 売出期間
 - 二 日本政策投資銀行債の総額
 - 三 数回に分けて日本政策投資銀行債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
 - 四 日本政策投資銀行債発行の価額又はその最低価額
 - 五 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨
 - 六 前項第一号から第四号までに掲げる事項
- 6 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合には、割引の方法によることができる。

(日本政策投資銀行債の消滅時効)

第七条 会社が発行する日本政策投資銀行債の消滅時効は、その権利を行使することができる時から、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第八条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、会社が発行する日本政策投資銀行債の社債券の模造について準用する。

(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

- 第九条 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、財務大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による協議があった場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 会社が第一項の承認を受けた場合における会社が営む業務については、銀行法第四条第一項及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第四条第一項の規定は、適用しない。

(銀行法の準用)

- 第十条 銀行法第十二条の二(第三項を除く。)、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十三条の四後段及び第二十条第七項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四中「第三十八条第一号、第二号、第七号」とあるのは「第三十八条第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三条の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。
- 3 政府は、第一項において読み替えて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たっては、前条第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。

(事業年度)

第十一条 会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(株式)

- 第十二条 会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

- 第十三条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(并済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。
- 3 会社は、外国を発行地とする社債に限り、その社債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、社債券を発行することができる。

- 4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社債券又は日本政策投資銀行債の社債券(次号及び第二十五条第二項において「社債券等」という。)を発行した場合
 - 二 第五条第三項又は前項の規定により社債券等を発行した場合

(受信限度額及び与信限度額)

- 第十四条 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金(資本準備金及び利益準備金をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額の十四倍に相当する額を超えることとなってはならない。ただし、社債及び日本政策投資銀行債については、発行済みの旧銀行債券(附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号。以下「旧政投銀法」という。)第四十三条第一項又は第四項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する銀行債券をいう。以下同じ。)、社債又は日本政策投資銀行債の借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、当該額を超えて発行することができる。
- 一 預金の現在額
 - 二 借入金の現在額
 - 三 旧政投銀法第四十二条第五項の規定に基づき受け入れた寄託金の現在額
 - 四 旧銀行債券の元本に係る債務の現在額
 - 五 発行した社債及び日本政策投資銀行債の元本に係る債務の現在額
 - 六 いずれの名義をもってするかを問わず、前各号に掲げるものと同様の経済的性質を有するものの現在額
- 2 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金の額並びに前項本文の規定による限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 一 資金の貸付け及び譲り受けた債権(第三号に規定する有価証券に係るものを除く。)の現在額
 - 二 保証した債務の現在額
 - 三 取得した有価証券(第三条第三項に規定する有価証券をいい、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。))並びに次号の資金の出資に係るものを除く。)の現在額
 - 四 資金の出資の現在額

(代表取締役等の選定等の決議)

第十五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職の認可)

第十六条 会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

- 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

(事業計画)

第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(償還計画)

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(認可対象子会社)

- 第十九条 会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 銀行
 - 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
 - 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
 - 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
 - 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
 - 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
 - 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

(定款の変更等)

- 第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 財務大臣は、前項の認可(合併、会社分割及び解散の決議に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

(貸借対照表等の提出)

第二十一条 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

（財政融資資金の運用に関する特例）

第二十二条 財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け（第二十四条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

第二十三条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債（次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。）に運用することができる。

2 財政融資資金を社債等又は旧銀行債券に運用する場合においては、社債等及び旧銀行債券の発行残高の十分の五又は会社の一回に発行する社債等の十分の六を超える割合の社債等又は旧銀行債券の引受け、応募又は買入れ（旧銀行債券にあっては、買入れに限る。以下この項において「引受け等」という。）を行ってはならない。この場合において、財政融資資金により引受け等を行う社債等又は旧銀行債券は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、

当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

第二十四条 第二十二条の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前条第一項の規定により社債等に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の規定の適用については、会社を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

（債務保証）

第二十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券等を失った者に交付するために会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて発行する社債券等又は第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定により発行する社債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 会社の子会社又は受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

（権限の委任）

第二十八条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 会社が第九条第一項の承認を受けた場合には、前各項の規定は、適用しない。

（主務大臣）

第二十九条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

一 第十条において読み替えて準用する銀行法の規定に関する事項

二 第二十六条第二項の規定による命令（同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。）に関する事項

三 第二十七条第一項の規定による報告徴収及び立入検査（同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。）に関する事項

四 第二十七条第二項の規定による報告徴収及び立入検査（同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときにするものに限る。）に関する事項

2 前項ただし書の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事項に係る権限は、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 財務大臣 内閣総理大臣
二 内閣総理大臣 財務大臣

4 第一項ただし書の場合において、第三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、第十三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（日本政策投資銀行債の発行に係る

ものについては、財務大臣及び内閣総理大臣）」と、第二十条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣」と、第二十一条中「財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」とあるのは「財務省令（第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）にあっては、財務省令・内閣府令）で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（同項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣）」と読み替えるものとする。

5 財務大臣は、第一項ただし書の場合において、第三条第一項第七号又は第八号の財務省令を改正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

6 内閣総理大臣は、この法律による権限（前条第一項から第三項までの規定によるものその他政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四章 罰則

第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十二条 第三十条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三十三条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の子会社又は受託者の取締

役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。
二 第四条第二項の規定に違反して、兼職の届出を行わなかったとき。

三 第九条第一項の規定に違反して、預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始したとき。

四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

五 第十二条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかったとき。

六 第十三条第一項の規定に違反して、基本方針の認可を受けなかったとき。

七 第十三条第二項の規定に違反して、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行した旨又は借入金の借入れをした旨の届出を行わなかったとき。

八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、限度額又は合計額を超えることとなったとき。

九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。

- 十 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。
- 十一 第十八条の規定に違反して、償還計画の認可を受けなかったとき。
- 十二 第十九条の規定に違反して、認可対象子会社を子会社としたとき。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条第一項第五号及び第十一号から第十七号まで、第三項、第四項第二号並びに第五項、第四条、第十条、第十四条第二項第三号、第十九条第三号並びに附則第二十一条の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 二 第十九条第四号の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

(政府保有株式の処分)

- 第二条 政府は、簡素で効率的な政府を表現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(政府の出資)

- 第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

- 第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。
- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

- 十三 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 十四 第二十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十五条 第二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

- 第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までにを行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。
- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

- 第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。
- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

- 第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(会社が危機対応業務を行う責務)

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。

(危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除く。附則第二条の十三において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

(危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(危機対応業務の実施)

- 第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所(次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。)において危機対応業務を行うものとする。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。

(危機対応業務に係る事業計画の特則等)

- 第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。
- 3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務)

- 第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。
- 2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機

関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から令和八年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務(同年四月一日以後に行うものを含む。)をいう。

- 3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。
- 一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動
- 二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動
- 4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。
- 一 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、財務省令で定めるものをいう。)による資金の貸付けを行うこと。
- 二 資金の出資を行うこと。
- 三 劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、財務省令で定めるものをいう。)の取得を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る政府の出資等)

- 第二条の十四 政府は、令和八年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。
- 2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

(特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとする。

(特定投資指針)

- 第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。)を定め、これを公表するものとする。
- 2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準

- 二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項
- 三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項
- 四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
- 五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項
- 六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特定投資業務規程)

- 第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程(次項において「特定投資業務規程」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(特定投資業務に係る事業計画の特則等)

- 第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。
 - 3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務等に係る収支の状況)

- 第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 一 特定投資業務
 - 二 前号に掲げる業務以外の業務

(特定投資業務の完了)

- 第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、令和十三年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。
- 2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

- 3 財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(適正な競争関係の確保)

- 第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。
 - 3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

(危機対応準備金)

- 第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

(特定投資準備金及び特定投資剰余金)

- 第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。
 - 3 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金とするとき」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金(以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。))とするとき」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は特定投資準備金とする額」と、同法第四百四十八条第一項第二号中「資本金」とあるのは「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金とする」とあるのは「資本金又は特定投資準備金とする」とする。

- 4 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 減少する剰余金の額
 - 二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。
- 7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

(受信限度額及び与信限度額の特則)

- 第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

(剰余金の額等)

- 第二条の二十五 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度(会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。)の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。
- 2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六条第一号から第四号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。
 - 一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の危機対応準備金の額を除く。)
 - 二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
 - 三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資剰余金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
 - 四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額
 - 五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額
 - 六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額
 - 3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額(附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。)の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類につき同条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認)を受けた場合における同条第一項第二号の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上し

た額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減ずるものとする。

(欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

- 第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額(特定投資剰余金の額にあっては、当該額が零を超えている場合に限る。)を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
 - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。
 - 3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。
 - 4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
 - 5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第一号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
 - 6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後において会社の剰余金の額が零を超えることとなったときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

(国庫納付金)

- 第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、会社は、当該国庫に納付する金額に相当する額により危機対応準備金を減少するものとする。
- 2 会社は、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認める場合には、特定投資準備金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

- 3 会社は、特定投資剰余金の額が零を超えている場合において、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要ないと認めるときは、特定投資剰余金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。
- 4 前三項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
 - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 5 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 第一項から第三項までの規定により納付する金額の合計額は、第四項第二号の日における分配可能額を超えてはならない。

- 第二条の二十八 会社は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額(附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、その不足額を加えた額)並びに同日における特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額(同条第一項の規定により特定投資準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合又は同条第一項の規定により特定投資剰余金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資剰余金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、それぞれの不足額を加えた額)のうち国庫に帰属すべき額に相当する額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額の合計額(当該残余財産の額が当該危機対応準備金の額及び当該算定した額の合計額を下回っているときは、当該残余財産の額)に相当する金額を国庫に納付するものとする。
- 2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立って行われるものとする。
 - 3 前条第一項から第三項まで及び第一項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例)

第二条の二十九 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定による出資又は附則第二条の十四第一項の規定による出資に対する利益又は剰余金の配当又は分配については前二条に定めるところによるものとする。

(会社法の準用)

- 第二条の三十 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。第八百二十八条第一項第五号において同じ。)の額、特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。同号において同じ。)の額又は特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。同号において同じ。)」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同法附則第二条の二十六第一項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。
- 2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該危機対応準備金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と読み替えるものとする。
 - 3 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合について準用する。この場合

において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

- 4 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二条の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第二条の第十第二項の規定に違反して、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。
 - 二 附則第二条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。
 - 三 附則第二条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。
 - 四 附則第二条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。
 - 五 附則第二条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わなかったとき。
- 2 附則第二条の二十四の規定の適用がある場合における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。
 - 3 附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項又は第二条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項若しくは第二条の二十一第二項」とする。
 - 4 附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項又は第二条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項若しくは第二条の二十一第三項」とする。

(この法律の廃止その他の措置)

第三条 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

(準備期間中の業務等の特例)

- 第四条 会社はその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。
- 2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあっては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあっては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金の表示通貨その他の長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

- 4 第一項の規定による長期借入金については、政投銀法第四十二条第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四条の規定を適用する。
- 5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二条第二項の規定による短期借入金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「一年以内」とする。
- 6 政投銀が第一項の規定による長期借入金の借入れをする場合には、政投銀法第十三条第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九条、第五十条第一項及び第五十二条中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十四条第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法」とする。
- 7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であって、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二条第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。
- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

(設立委員)

第五条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第六条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

- 第七条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。
- 一 株式の数(会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)
 - 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)
 - 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第九条の規定により政投銀が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

(株式の引受け)

- 第八条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政投銀が引き受けるものとし、設立委員は、これを政投銀に割り当てるものとする。
- 2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

(創立総会)

第十条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第八条第一項の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第十一条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る給付は、附則第二十六条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十二条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十三条 政投銀が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(会社法の適用除外)

第十四条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

(政投銀の解散等)

- 第十五条 政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。
- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。
 - 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 4 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、政投銀の解散の日の前日に終わるものとする。
 - 5 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、旧政投銀法第三十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び

第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、旧政投銀法第三十八条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に」とあるのは「平成二十年十二月三十一日までに」と、旧政投銀法第三十九条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法第四十条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

- 6 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧政投銀法第四十一条の利益金の処分及び国庫への納付については、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
- 7 第一項の規定により政投銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(承継される財産の価額)

- 第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。
- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でない認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。
 - 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

- 第十七条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧銀行債券及び利札については、旧政投銀法第四十三条第五項及び第六項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 2 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧北東債券(旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号。以下この項において「旧北東公庫法」という。)第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道東北開発債券をいう。)及び利札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
 - 3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
 - 4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号。以下この項において「旧開銀法」という。)

第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務について旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

- 5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

(主務大臣)

第十八条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

(事業年度に関する経過措置)

第十九条 会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

(基本方針等に関する経過措置)

- 第二十条 会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。
- 2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、第二十一条中「事業年度ごとに」とあるのは「会社の成立の日の属する事業年度に」と、「当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。
 - 3 会社が第九条第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

(登録金融機関業務等に関する特例)

第二十一条 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して三月間(当該期間内に金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務(同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録

金融機関業務をいい、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の八第一項の規定に基づき行われる第三条第一項第十六号に掲げる業務を含む。以下この条において同じ。）の廃止を命ぜられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の二の規定にかかわらず、登録金融機関業務を行うことができる。会社が当該期間中に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 前項の規定により会社が登録金融機関業務を行う場合においては、会社を登録金融機関（金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）とみなして、同法（第三十三条の六、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第五十条の二第二項、第五十二条の二第一項第二号及び第三項、第五十四条並びに第六十四条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項（第二号を除く。）中「第三十三条の二の登録を取り消し」とあるのは「登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十四条の二第一号中「第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十六条第一項中「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた」と、同法第九十四条の三第三号中「第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあり、及び同法第九十四条の四第一項第五号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定による登録金融機関業務の廃止の命令」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社が前項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた場合における同法第三十三条の五第一項第一号の規定の適用については、会社を同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

4 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して一年間は、金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

（登録免許税に係る課税の特例）

第二十二條 附則第十二條の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 政投銀が附則第四十八条の規定の施行前に締結した契約に基づき、会社が旧政投銀法第二十条第一項第一号に規定する業務に係る債権で附則第十五条第一項の規定により政投銀から承継したものを担保するために受ける先取特権、質権若しくは抵当権の保存、設定若しくは移転の登記若しくは登録又は動産の譲渡若しくは債権の譲渡の登記に係る登録免許税については、附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十二の項の規定は、なおその効力を有する。

（法人税に係る課税の特例）

第二十三條 政投銀が会社に対し行う附則第九条の規定による出資（以下この条において「特定現物出資」という。）は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する政投銀の資産及び負債については、附則第十六条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については次項の規定により会社に引き継ぐものとされる金額を帳簿価額とみなし、退職給付引当金その他の政令で定める引当金の金額についてはこれらの帳簿価額を零とする。

3 政投銀の特定現物出資の日の前日の属する事業年度（次項において「最後事業年度」という。）において法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額又は同条第二項の規定により計算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、同条第七項の規定にかかわらず、会社に引き継ぐものとする。この場合において、会社が引継ぎを受けた金額は、会社の特定現物出資の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に政投銀の最後事業年度の旧政投銀法第三十八条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（地方税に係る課税の特例）

第二十四條 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（政令への委任）

第二十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立及び政投銀の解散に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本政策投資銀行法の廃止）

第二十六條 日本政策投資銀行法は、廃止する。

（政投銀法の廃止に伴う経過措置）

第二十七條 前条の規定の施行前に旧政投銀法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律百十七号）第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、「第二十條第一項第一号の規定により同法」とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投資銀行に対し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に対し」とする。

3 前二項に規定するもののほか、政投銀法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十八條 附則第二十六条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

（令和二年五月二十二日法律第二十九号）附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（特定投資業務に関する検討）

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行（以下この項において「会社」という。）による特定投資業務（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において

（検討）

第六十六條 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

（会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用）

第六十七條 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
令和二年四月二十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期間延長が際限なく繰り返されることのないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与のあり方について十分に検討すること。
- 二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するよう努めること。
- 三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう注視すること。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。

四 昨今、株式会社日本政策投資銀行の配当が低下していることを踏まえ、株主である政府として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。

五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクが取られるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。

六 特定投資業務の法定期限の延長は、新型コロナウイルス感染症の被害対応とは直接関連することがないところではあるが、政府は、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
令和二年五月十四日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行の完全民営化方針を踏まえ、同行による業務については、民間金融機関等との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意しつつ、その適確な実施に万全を期すこと。
- 二 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献し、民間による成長資金供給を促すよう、適切な運用を行うとともに、同業務の政策効果を定量的に把握し、的確に評価・検証すること。あわせて、同業務は民間による自立的な成長資金の供給が充足するまでの過渡的な対応であることを十分に認識し、同業務の期限の延長を漫然と繰り返すことのないよう、適切な措置を講ずること。
- 三 国民への説明責任を果たす観点から、特定投資業務の個別案件における投資状況を含め、同業務に係る情報の公開をより一層推進すること。また、株式会社日本政策投資銀行において、同業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されるようにすること。

四 株式会社日本政策投資銀行の株式については、同行の業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保や同行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意し、同行の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講じつつ、その処分時期及び処分方法等の検討を行うこと。

五 株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関との協働等により、地域経済の自立的発展の実現に資する人材の育成や確保が図られるよう、適切な措置を講ずること。

六 新型コロナウイルス感染症による被害への対応のため、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

右決議する。

財務の状況

I. 経理の状況

P101	連結財務諸表等
P101	連結財務諸表
P101	連結貸借対照表
P102	連結損益計算書
P103	連結包括利益計算書
P103	連結株主資本等変動計算書
P105	連結キャッシュ・フロー計算書
P106	注記事項
P138	連結附属明細表
P139	その他
P140	財務諸表等
P140	財務諸表
P140	貸借対照表
P142	損益計算書
P143	株主資本等変動計算書
P144	注記事項
P152	附属明細表
P152	主な資産及び負債の内容
P152	その他

II. 参考情報

P153	財務諸指標
P160	金融再生法開示債権の状況(単体)
P161	リスク管理債権の状況(連結)
P161	自己資本比率の状況
P162	特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)

III. 自己資本充実の状況

P164	自己資本の構成に関する開示事項
P167	定性的な開示事項
P169	定量的な開示事項

I. 経理の状況

I. 経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明(無限定適正意見)を受けております。本統合報告書の連結財務諸表及び財務諸表は、当行が上記の連結財務諸表及び財務諸表の記載内容及び様式を一部追加・変更して作成しております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

【1】連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (2021年3月31日)		当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部				
現金預け金	※4, 5	2,187,820	※4, 5	2,191,525
コールローン及び買入手形		684,000		705,000
金銭の信託		17,856		15,021
有価証券	※1, 2, 3, 4, 8	2,535,827	※1, 2, 3, 4, 8	3,034,488
貸出金	※3, 4, 6	14,757,131	※3, 4, 6	14,346,188
その他資産	※3, 4, 5	179,445	※3, 4, 5	191,215
有形固定資産	※4, 5, 7	427,467	※4, 5, 7	497,239
建物		17,953		17,780
土地		90,151		90,037
リース資産		586		529
建設仮勘定		285		37
その他の有形固定資産		318,491		388,855
無形固定資産	※4, 5	39,400	※4, 5	37,554
ソフトウェア		10,597		8,791
のれん		22,673		20,852
リース資産		1		0
その他の無形固定資産		6,128		7,909
退職給付に係る資産		1,593		2,749
繰延税金資産		2,572		14,307
支払承諾見返	※3	446,616	※3	557,127
貸倒引当金		△57,869		△83,792
投資損失引当金		△33		△33
資産の部合計		21,221,829		21,508,591
負債の部				
債券	※4	3,483,570	※4	3,339,098
借入金	※4, 5	10,664,537	※4, 5	10,573,681
社債	※4, 5	2,739,904	※4, 5	3,053,262
その他負債		163,620		132,673
賞与引当金		5,186		5,273
役員賞与引当金		15		23
退職給付に係る負債		8,195		8,212
役員退職慰労引当金		127		141
偶発損失引当金		—		0
繰延税金負債		6,639		7,035
支払承諾		446,616		557,127
負債の部合計		17,518,413		17,676,529
純資産の部				
資本金		1,000,424		1,000,424
危機対応準備金	※9	206,529	※9	206,529
特定投資準備金	※10	1,368,000	※10	1,543,000
特定投資剰余金	※10	28,172	※10	22,438
資本剰余金		336,466		242,082
利益剰余金		695,697		750,175
株主資本合計		3,635,289		3,764,649
その他有価証券評価差額金		40,733		42,298
繰延ヘッジ損益		13,271		10,798
為替換算調整勘定		△936		△616
退職給付に係る調整累計額		△693		△1,036
その他の包括利益累計額合計		52,374		51,444
非支配株主持分		15,752		15,968
純資産の部合計		3,703,415		3,832,062
負債及び純資産の部合計		21,221,829		21,508,591

価値創造ストーリー

戦略

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・データ

データ編

I. 経理の状況

②連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
経常収益	269,462	310,349
資金運用収益	159,422	170,480
貸出金利息	132,099	127,803
有価証券利息配当金	21,663	37,978
コールローン利息及び買入手形利息	120	71
預け金利息	38	59
金利スワップ受入利息	5,508	4,560
その他の受入利息	△7	7
役務取引等収益	20,922	17,338
その他業務収益	14,094	14,498
その他経常収益	75,022	108,031
償却債権取立益	423	3,052
投資損失引当金戻入益	1	0
その他の経常収益	※1 74,597	※1 104,979
経常費用	196,365	224,215
資金調達費用	55,357	46,049
債券利息	21,743	19,401
コールマネー利息及び売渡手形利息	△84	△188
売現先利息	△69	△100
借入金利息	29,008	23,322
短期社債利息	62	8
社債利息	4,504	3,418
その他の支払利息	191	187
役務取引等費用	642	1,287
その他業務費用	9,223	13,933
営業経費	56,726	58,045
その他経常費用	74,416	104,899
貸倒引当金繰入額	23,970	34,794
偶発損失引当金繰入額	—	0
その他の経常費用	※2 50,445	※2 70,104
経常利益	73,096	86,134
特別利益	1,199	2,692
固定資産処分益	1,199	2,268
その他の特別利益	—	423
特別損失	494	320
固定資産処分損	169	53
減損損失	324	266
税金等調整前当期純利益	73,802	88,506
法人税、住民税及び事業税	32,852	40,011
法人税等調整額	△5,865	△10,603
法人税等合計	26,986	29,407
当期純利益	46,815	59,098
非支配株主に帰属する当期純利益	1,568	1,486
親会社株主に帰属する当期純利益	45,246	57,612

I. 経理の状況

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
当期純利益	46,815	59,098
その他の包括利益	※1 13,508	※1 △2,786
その他有価証券評価差額金	17,499	△1,036
繰延ヘッジ損益	△5,476	△3,710
為替換算調整勘定	146	304
退職給付に係る調整額	264	△344
持分法適用会社に対する持分相当額	1,074	2,000
包括利益	60,323	56,312
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	58,761	54,806
非支配株主に係る包括利益	1,561	1,505

③連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	675,842	3,379,698
当期変動額							
政府の出資			220,000				220,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			300,000		△300,000		—
剰余金の配当						△9,948	△9,948
親会社株主に帰属する当期純利益						45,246	45,246
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				15,736		△15,736	—
持分法の適用範囲の変動						292	292
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	520,000	15,736	△300,000	19,854	255,591
当期末残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	695,697	3,635,289
	その他の包括利益累計額						
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	24,297	16,934	△1,414	△958	38,858	15,496	3,434,054
当期変動額							
政府の出資							220,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
剰余金の配当							△9,948
親会社株主に帰属する当期純利益							45,246
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—
持分法の適用範囲の変動							292
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,435	△3,662	477	264	13,515	255	13,770
当期変動額合計	16,435	△3,662	477	264	13,515	255	269,361
当期末残高	40,733	13,271	△936	△693	52,374	15,752	3,703,415

I. 経理の状況

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	695,697	3,635,289
会計方針の変更による累積的影響額						△753	△753
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	694,944	3,634,536
当期変動額							
政府の出資			80,000				80,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			95,000		△95,000		—
特定投資剰余金から利益剰余金への振替				△5,734		5,734	—
剰余金の配当						△8,115	△8,115
親会社株主に帰属する当期純利益						57,612	57,612
子会社の自己株式の取得による変動					93		93
連結範囲の変動					523		523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	175,000	△5,734	△94,383	55,230	130,113
当期末残高	1,000,424	206,529	1,543,000	22,438	242,082	750,175	3,764,649
	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計
当期首残高	40,733	13,271	△936	△693	52,374	15,752	3,703,415
会計方針の変更による累積的影響額	1,876				1,876		1,123
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,609	13,271	△936	△693	54,250	15,752	3,704,539
当期変動額							
政府の出資							80,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
特定投資剰余金から利益剰余金への振替							—
剰余金の配当							△8,115
親会社株主に帰属する当期純利益							57,612
子会社の自己株式の取得による変動							93
連結範囲の変動							523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△311	△2,473	320	△342	△2,806	216	△2,589
当期変動額合計	△311	△2,473	320	△342	△2,806	216	127,523
当期末残高	42,298	10,798	△616	△1,036	51,444	15,968	3,832,062

I. 経理の状況

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	73,802	88,506
減価償却費	14,862	15,072
のれん償却額	1,820	1,820
減損損失	324	266
持分法による投資損益(△は益)	6,908	△2,588
貸倒引当金の増減(△)	22,340	25,922
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△3	△0
賞与引当金の増減額(△は減少)	△159	85
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	—	7
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△329	△1,156
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	103	16
偶発損失引当金の増減(△)	—	0
資金運用収益	△159,422	△170,480
資金調達費用	55,357	46,049
有価証券関係損益(△)	△23,214	△18,873
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△792	△1,059
為替差損益(△は益)	△13,426	△22,000
固定資産処分損益(△は益)	△1,029	△2,215
貸出金の純増(△)減	△2,341,056	411,523
債券の純増減(△)	168,914	△144,472
借入金の純増減(△)	2,593,588	△90,855
普通社債発行及び償還による増減(△)	357,678	313,357
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	19,999	△191
コールローン等の純増(△)減	36,000	△21,000
資金運用による収入	156,479	169,746
資金調達による支出	△59,010	△47,207
その他	△60,890	△59,862
小計	848,844	490,413
法人税等の支払額	△25,848	△42,058
営業活動によるキャッシュ・フロー	822,995	448,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△368,417	△799,793
有価証券の売却による収入	56,527	28,449
有価証券の償還による収入	201,873	332,473
金銭の信託の増加による支出	△944	△2,531
金銭の信託の減少による収入	4,199	7,755
有形固定資産の取得による支出	△18,228	△86,406
有形固定資産の売却による収入	4,761	7,044
無形固定資産の取得による支出	△3,221	△4,581
無形固定資産の売却による収入	1	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	294
投資活動によるキャッシュ・フロー	△123,449	△517,295
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	220,000	80,000
配当金の支払額	△9,948	△8,115
非支配株主からの払込みによる収入	34	2,421
非支配株主への払戻による支出	—	△435
非支配株主への配当金の支払額	△1,340	△2,686
子会社の自己株式の取得による支出	—	△111
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△101
財務活動によるキャッシュ・フロー	208,745	70,970
現金及び現金同等物に係る換算差額	572	938
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	908,864	2,967
現金及び現金同等物の期首残高	1,232,869	2,141,734
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	545
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,141,734	※1 2,145,247

注記事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 45社

主要な連結子会社名は、P177(『グループ会社』欄)に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

South Tower Global Infrastructure Investments & Finance, L.P.は重要性が増したことにより、ホンマチ・プロパティーズ合同会社を営業者とする匿名組合他3社は出資により、DBJビジネスサポート(株)は持分比率の上昇により、当連結会計年度から連結しております。

(2) 非連結子会社 47社

主要な会社名

DBJ地域投資(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、俺の(株)、GENTUITY, LLC

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 27社

主要な会社名

(株)AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

メザニン・ソリューション2号投資事業有限責任組合は清算により、持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 47社

主要な会社名

DBJ地域投資(株)

(4) 持分法非適用の関連会社 124社

主要な会社名

(株)Arc Japan

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対

象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)ソシオネクスト、PT.PETROTEKNO、シミックCMO(株)、Wilsonart(Thailand)Co., Ltd.、Wilsonart(Shanghai)Co., Ltd.、Wilsonart Asia Limited、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、メガバス(株)、たくみやホールディングス(株)、(株)フジパンビホールディングス、(株)ヒロフ、アートジャパン(株)、(株)シモノ、(株)宮武製作所、(株)小島製作所(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 38社

2月末日 1社

3月末日 6社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎

として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,134百万円(前連結会計年度末は13,226百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

I. 経理の状況

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

当行が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

当行グループの連結貸借対照表に占める貸出金の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りに関して重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	57,869百万円	83,792百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、信用供与先の財務状況等の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクに備えて、貸倒引当金を計上しております。

運輸・交通分野や産業分野など幅広い業種において業績悪化などの影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、当行は経済・企業活動への影響は翌年度以降も継続すると想定しており、当行の債務者の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。

当行の貸倒引当金の算定方法については「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。上記仮定のもと当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき、必要に応じて個々の債務者の債務者区分、または、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローに反映させうえて貸倒引当金を計上しております。

これらは、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の感染拡大に伴う経済への影響及び当行の債務者の信用リスクへの影響については不確実であり、これらの影響が変化した

場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金が増減する可能性があります。

2. 市場価格のない株式等の評価

当行グループの連結貸借対照表に占める非上場株式等の重要性は相対的に高く、市場価格のない株式等の減損処理の有無が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りに関して重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

金融商品関係注記に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等について、金融商品関係注記(注3)に関連する開示を行っており、実質価額が帳簿価額と比較して著しく下落した場合、実質価額が回復するという仮定が十分な証拠によって裏付けられたものを除き、減損処理あるいは投資損失引当金の計上を行っておりますが、実質価額が回復するという仮定が十分な証拠によって裏付けられると決定するためには、投資先の事業計画等の合理性に関する経営者による判断を前提としております。

なお、COVID-19の影響など投資先における市場環境等の変化は不確実であり、事業計画等の合理性に関する経営者の判断に用いた条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度に減損処理あるいは投資損失引当金計上を行うことで、想定外の損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。また、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難としていた有価証券等につきましても、時価算定を行うよう見直ししております。

当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額に反映しております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が753百万円減少、その他有価証券評価差額金が1,876百万円増加、有価証券が2,704百万円増加、その他資産が1,085百万円減少、繰延税金負債が495百万円増加しております。

上記のほか、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用

指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会は、2019年7月4日に、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みとして、時価算定会計基準等を公表しております。

同適用指針においては、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとされておりました。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第132項及び第308項)の時価の注記についても、一定の検討を要するため、企業会計基準委員会で審議が行われておりましたが、今般、時価算定会計基準と整合性のあるものとして適用指針の改正が公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

I. 経理の状況

I. 経理の状況

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
株式	59,854百万円	63,687百万円
出資金	203,022 //	176,100 //

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	32,348百万円	35,014百万円

※3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	34,543百万円	6,368百万円
危険債権額	47,047 //	72,913 //
三月以上延滞債権額	— //	— //
貸出条件緩和債権額	30,999 //	25,213 //
小計額	112,590 //	104,495 //
正常債権額	15,111,860 //	14,818,439 //
合計額	15,224,450 //	14,922,934 //

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	13,410百万円	17,454百万円
その他資産	3,412 //	2,650 //
有形固定資産	225,666 //	266,545 //
無形固定資産	4,847 //	4,564 //
計	247,337 //	291,214 //
担保資産に対応する債務		
借入金	184,566百万円	203,537百万円
社債	5,125 //	5,125 //

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	169,189百万円	213,178百万円
貸出金	840,231 //	694,953 //

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	15,451百万円	15,064百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
金融商品等差入担保金	13,326百万円	40,465百万円
中央清算機関差入証拠金	24,022 //	26,054 //

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	681,289百万円	591,289百万円

※5. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	184,566百万円	203,537百万円
社債	5,125 //	5,125 //
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	13,410百万円	17,454百万円
その他資産	3,412 //	2,650 //
有形固定資産	225,666 //	266,545 //
無形固定資産	4,847 //	4,564 //

I. 経理の状況

※6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	798,060百万円	735,389百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	568,245 //	570,114 //

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
減価償却累計額	48,099百万円	58,408百万円

※8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	4,022百万円	3,488百万円

※9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
株式等売却益	23,515百万円	8,150百万円
投資事業組合等利益	21,652 //	59,265 //
土地建物賃貸料	12,520 //	13,588 //
売電収入	10,946 //	12,080 //

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
株式等償却	9,352百万円	41,760百万円
持分法による投資損失	6,908 //	— //
投資事業組合等損失	12,762 //	7,743 //
減価償却費	8,954 //	9,091 //

I. 経理の状況

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	37,501	6,989
組替調整額	△11,129	△7,881
税効果調整前	26,372	△891
税効果額	△8,872	△144
その他有価証券評価差額金	17,499	△1,036
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	△2,682	△7,844
組替調整額	△5,210	△4,154
税効果調整前	△7,893	△11,999
税効果額	2,417	8,288
繰延ヘッジ損益	△5,476	△3,710
為替換算調整勘定:		
当期発生額	146	304
組替調整額	—	—
税効果調整前	146	304
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	146	304
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	177	△628
組替調整額	204	132
税効果調整前	381	△496
税効果額	△116	151
退職給付に係る調整額	264	△344
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	879	5,606
組替調整額	194	△3,606
税効果調整前	1,074	2,000
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	1,074	2,000
その他の包括利益合計	13,508	△2,786

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,948	利益剰余金	228	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	8,115	利益剰余金	186	2021年 3月31日	2021年 6月25日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	8,115	利益剰余金	186	2021年 3月31日	2021年 6月25日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	15,620	利益剰余金	358	2022年 3月31日	2022年 6月30日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

I. 経理の状況

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
現金預け金勘定	2,187,820百万円	2,191,525百万円
定期性預け金等	△46,086 //	△46,278 //
現金及び現金同等物	2,141,734 //	2,145,247 //

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	1,710	1,593
1年超	6,251	5,383
合計	7,961	6,977

(貸手側)

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	5,695	7,713
1年超	18,322	38,306
合計	24,017	46,020

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心にっております。

資金運用・資金調達にあたっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、運輸業・郵便業、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業・物品賃貸業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、及び金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建投融資等については為替リスクに晒されているため、見合いの外貨建負債として社債等の調達を行うほか、為替スワップや通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (13)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価のある有価証券については定期的な時価変動のモニタリングを実施しています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握した上で限度枠の設定により管理しており、また中央清算機関の利用及び相対のCSA(Credit Support Annex)に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度(Duration、BPV: Basis Point Value)、VaR(Value at Risk)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利スワップ等を利用して金利リスクの回避又は抑制を行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建社債等を調達しているほか、為替スワップや通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量(損失額の推定値)は、金利感応度分析(BPV)や分散共分散法(保有期間1年、観測期間5年以上、信頼区間99.9%)によるVaRに基づく手法により算出しております。2022年3月31日現在の市場リスク(金利、為替、価格変動に関するリスク)量は、43,610百万円(前連結会計年度末は61,135百万円)です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、過去の相場変動をベースに算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているVaRや、BPVについては通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行グループでは、モデルが算出するリスク量と実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施するとともに、他のリスク指標による計測、ストレステストの実施等により、モデルのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることと認識しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性保有額及びキャッシュ・フロー・ラダーのモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じた資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

1. 経理の状況

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません(注3)参照)。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	連結貸借対照表計上額		
	時価	差額	
(1)現金預け金	2,187,820	2,187,820	—
(2)コールローン及び買入手形	684,000	684,000	—
(3)金銭の信託	16,824	16,981	156
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	389,976	396,408	6,431
その他有価証券	1,039,769	1,039,769	—
関連会社株式	2,846	3,360	513
(5)貸出金	14,757,131		
貸倒引当金(*1)	△57,761		
	14,699,369	15,171,552	472,183
資産計	19,020,608	19,499,893	479,285
(1)債券	3,483,570	3,548,364	64,793
(2)借入金	10,664,537	10,664,152	△384
(3)社債	2,739,904	2,742,260	2,355
負債計	16,888,012	16,954,777	66,765
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	51,427	51,427	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,512)	(4,512)	—
デリバティブ取引計	46,915	46,915	—

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*1)				
国債	215,440	—	—	215,440
社債	—	593,032	28,351	621,384
株式	57,464	501	322,193	380,158
その他	—	6,116	22,133	28,249
資産計	272,904	599,649	372,678	1,245,232
デリバティブ取引(*2)(*3)(*4)				
金利関連	—	24,855	—	24,855
通貨関連	—	7,981	—	7,981
デリバティブ取引計	—	32,837	—	32,837

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産123,081百万円となります。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3)デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△2,287百万円となります。

(*4)ヘッジ会計を適用している取引は、ヘッジ対象である債券、借入金、社債及び貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、主に特例処理を適用しております。なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用対象になる全てのヘッジ関係については、これを適用しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン、買入手形、売現先勘定及び「有価証券」中の外貨建短期ソブリン債は、短期間(1年以内)で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日) (単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託	—	1,820	13,255	15,075	15,021	54
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	83,152	—	—	83,152	80,334	2,818
社債	—	499	201,196	201,695	197,657	4,038
その他	—	—	85,958	85,958	82,979	2,978
関連会社株式	2,104	—	—	2,104	3,106	△1,002
貸出金(*1)	—	—	14,554,560	14,554,560	14,262,553	292,007
その他資産	—	—	36,115	36,115	23,822	12,293
資産計	85,256	2,319	14,891,086	14,978,662	14,665,474	313,188
債券	—	3,382,813	—	3,382,813	3,339,098	43,715
借入金	—	10,267,486	196,685	10,464,172	10,573,681	△109,509
社債	—	3,033,922	5,125	3,039,047	3,053,262	△14,215
負債計	—	16,684,222	201,810	16,886,032	16,966,042	△80,009

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金83,634百万円を控除しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、信用スプレッド、流動性プレミアム等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に非上場株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式がこれに含まれます。

投資信託は、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスクに基づく価格調整を行っております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は主として「貸出金」と同様の方法により時価を算定しており、主としてレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

I. 経理の状況

その他資産

その他資産については、回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等の評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、流動性プレミアム等が含まれます。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

債券

当行の発行する債券については、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて時価を算定しております。)当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて時価を算定しております。)時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。市場価格のない社債については、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて時価を算定しております。)時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	割引現在価値法	割引率	0.2%－0.4%	0.2%
株式	割引現在価値法	流動性プレミアム	3.9%－4.2%	4.1%

I. 経理の状況

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3の時価 への振替	レベル3の時価 からの振替	期末残高	(単位:百万円) 当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する金融資産及び 金融負債の評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の包括 利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	29,615	—	1,235	△2,500	—	—	28,351	—
株式	322,976	—	△783	—	—	—	322,193	—
その他	24,123	2,780	△677	531	—	△4,625	22,133	2,081

(*1)連結損益計算書の「その他経常収益」に含まれております。

(*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に関する方針及び手続に基づき、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap)レートなどの市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアム等から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

流動性プレミアム

流動性プレミアムは、金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。流動性プレミアムの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(注3)市場価格のない株式等及び組外出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
① 市場価格のない株式等(*1)(*3)	623,342	626,494
② 組外出資金等(*2)	379,875	429,055
合 計	1,003,218	1,055,549

(*1)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式は時価開示の対象としており、上表には含めておりません。

(*2)組外出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*3)前連結会計年度において、9,316百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、41,725百万円減損処理を行っております。

I. 経理の状況

(注4)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,187,816	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	684,000	—	—	—	—	—
有価証券	129,928	240,103	251,669	135,817	104,683	175,570
満期保有目的の債券	70,957	116,450	91,336	64,857	46,373	—
国債	10,035	10,015	10,048	10,045	40,279	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	44,931	75,646	63,308	23,357	6,094	—
その他	15,990	30,788	17,980	31,455	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	58,970	123,653	160,332	70,959	58,310	175,570
国債	25,136	5,109	18,378	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	33,834	118,543	141,954	70,959	58,310	175,570
その他	—	—	—	—	—	—
貸出金(*)	2,503,573	3,415,686	3,172,485	2,482,452	2,172,577	928,861
合計	5,505,318	3,655,790	3,424,155	2,618,269	2,277,261	1,104,432

(*)破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない81,494百万円は含めておりません。

I. 経理の状況

当連結会計年度(2022年3月31日)

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,191,521	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	705,000	—	—	—	—	—
有価証券	399,808	225,125	274,962	82,551	150,729	309,371
満期保有目的の債券	327,545	51,903	134,957	39,021	48,955	3,340
国債	4,999	10,034	10,047	10,008	45,243	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	53,492	28,198	89,900	19,012	3,712	3,340
その他	269,053	13,670	35,010	10,000	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	72,262	173,222	140,004	43,530	101,773	306,031
国債	—	18,229	5,069	—	24,771	167,370
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	72,262	154,992	134,935	43,530	77,002	138,661
その他	—	—	—	—	—	—
貸出金(*)	2,264,545	3,575,204	3,352,673	2,185,577	2,013,538	875,426
合計	5,560,874	3,800,330	3,627,636	2,268,129	2,164,267	1,184,797

(*)破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない79,222百万円は含めておりません。

(注5)社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,467,933	1,983,598	2,040,843	1,400,061	1,554,376	2,217,724
債券及び社債	839,991	1,695,351	1,379,093	919,213	1,024,238	365,586
合計	2,307,924	3,678,950	3,419,937	2,319,274	2,578,614	2,583,310

当連結会計年度(2022年3月31日)

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,151,924	1,917,628	2,168,613	1,362,364	1,595,459	2,377,691
債券及び社債	853,549	1,856,305	1,462,213	812,096	1,019,238	388,958
合計	2,005,473	3,773,933	3,630,826	2,174,460	2,614,697	2,766,650

I. 経理の状況

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	50,170	54,510	4,340
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	165,691	167,913	2,222
	その他	50,672	51,355	682
	小計	266,534	273,779	7,245
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	30,253	30,141	△112
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	47,647	47,156	△491
	その他	45,541	45,331	△209
	小計	123,442	122,628	△813
	合計	389,976	396,408	6,431

当連結会計年度(2022年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	40,106	43,338	3,232
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	190,468	194,575	4,106
	その他	82,979	85,958	2,978
	小計	313,555	323,872	10,317
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,227	39,814	△413
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,188	7,120	△67
	その他	244,753	244,753	—
	小計	292,169	291,688	△481
	合計	605,724	615,560	9,835

3. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	373,851	323,756	50,095
	債券	360,175	356,126	4,048
	国債	48,623	48,041	581
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	311,551	308,085	3,466
	その他	11,639	9,359	2,280
	小計	745,666	689,242	56,423
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,067	5,069	△1,002
	債券	287,622	289,383	△1,761
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	287,622	289,383	△1,761
	その他	42,413	42,526	△112
	小計	334,103	336,979	△2,876
	合計	1,079,769	1,026,222	53,547

当連結会計年度(2022年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	374,597	323,429	51,167
	債券	256,161	251,761	4,399
	国債	28,473	28,136	337
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	227,688	223,625	4,062
	その他	24,560	18,289	6,271
	小計	655,319	593,481	61,838
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,561	6,815	△1,254
	債券	580,662	586,711	△6,048
	国債	186,967	190,540	△3,573
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	393,695	396,171	△2,475
	その他	43,688	43,757	△69
	小計	629,912	637,285	△7,372
	合計	1,285,232	1,230,766	54,465

I. 経理の状況

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	44,011	20,199	0
債券	1,998	—	1
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	1,998	—	1
その他	10,638	3,200	85
合計	56,648	23,399	88

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	9,632	6,004	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	18,409	1,065	153
合計	28,041	7,070	153

6. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、110百万円(全額がその他の証券)であります。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

I. 経理の状況

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	17,856	17,154	701	704	3

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	15,021	13,039	1,981	1,981	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	55,085
その他有価証券	54,674
その他の金銭の信託	411
(△)繰延税金負債	17,260
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,825
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,907
その他有価証券評価差額金	40,733

(注)1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,737百万円(収益)は、評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	56,070
その他有価証券	54,865
その他の金銭の信託	1,204
(△)繰延税金負債	17,405
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,665
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,633
その他有価証券評価差額金	42,298

(注)1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額21,361百万円(収益)は、評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

I. 経理の状況

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	923,879	822,442	50,915	50,915
	受取変動・支払固定	922,028	821,128	△23,262	△23,262
合計		—	—	27,653	27,653

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	909,198	839,934	31,205	31,205
	受取変動・支払固定	907,018	724,614	△7,277	△7,277
合計		—	—	23,928	23,928

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
通貨スワップ					
店頭	為替予約	5,226	5,226	61	61
	売建	132,607	—	△4,275	△4,275
	買建	522,151	—	27,988	27,988
合計		—	—	23,774	23,774

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)					
区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
通貨スワップ					
店頭	為替予約	5,226	5,226	52	52
	売建	48,404	—	△2,313	△2,313
	買建	279,796	—	13,457	13,457
合計		—	—	11,196	11,196

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金、貸出金 及び有価証券	82,376	74,573	△2,798
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	債券、借入金、 社債及び貸出金	2,546,678 9,111	2,518,472 6,130	(注)3
合計			—	—	△2,798

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金、貸出金 及び有価証券	79,508	73,009	927
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	債券、借入金、 社債及び貸出金	3,064,549 6,130	2,704,331 —	(注)3
合計			—	—	927

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	△54
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	267,332	156,660	(注)3

I. 経理の状況

ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建の 其他有価証券	30,075	—	△1,659
	合計	—	—	—	△1,713

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価を含めて記載しております。

当連結会計年度(2022年3月31日) (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	△636
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及び社債	156,660	145,704	(注)3
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建の 其他有価証券	32,804	—	△2,578
	合計	—	—	—	△3,214

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価を含めて記載しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

I. 経理の状況

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	36,167	37,267
勤務費用	1,591	1,648
利息費用	393	406
数理計算上の差異の発生額	931	451
退職給付の支払額	△1,816	△1,852
その他	—	42
退職給付債務の期末残高	37,267	37,963

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
年金資産の期首残高	29,338	30,665
期待運用収益	146	153
数理計算上の差異の発生額	1,108	△177
事業主からの拠出額	965	2,691
退職給付の支払額	△894	△832
年金資産の期末残高	30,665	32,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	29,072	29,750
年金資産	△30,665	△32,500
	△1,593	△2,749
非積立型制度の退職給付債務	8,195	8,212
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,601	5,462
退職給付に係る負債	8,195	8,212
退職給付に係る資産	△1,593	△2,749
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,601	5,462

I. 経理の状況

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
勤務費用	1,591	1,648
利息費用	393	406
期待運用収益	△146	△153
数理計算上の差異の費用処理額	196	128
過去勤務費用の費用処理額	7	4
確定給付制度に係る退職給付費用	2,042	2,033

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
過去勤務費用	7	4
数理計算上の差異	373	△500
合計	381	△496

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	△4	—
未認識数理計算上の差異	△980	△1,480
合計	△984	△1,480

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
債券	73%	86%
株式	13%	12%
その他	14%	2%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	2.1%~6.7%	2.1%~6.7%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度273百万円、当連結会計年度297百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	20,153百万円	27,265百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	25,159 //	35,211 //
連結子会社の資産時価評価差額	3,120 //	3,120 //
退職給付に係る負債	2,027 //	2,021 //
税務上の営業権	1,135 //	994 //
税務上の繰越欠損金	7,275 //	12,329 //
その他	16,357 //	19,119 //
繰延税金資産小計	75,229 //	100,063 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△47,967 //	△51,830 //
評価性引当額小計(注)1	△47,967 //	△51,830 //
繰延税金資産合計	27,262 //	48,232 //
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△16,282 //	△16,322 //
繰延ヘッジ損益	△5,962 //	△3,867 //
その他	△9,084 //	△20,770 //
繰延税金負債合計	△31,328 //	△40,960 //
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額(注)2	△4,066 //	7,271 //

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金及び有価証券償却に係る評価性引当額の増加であります。

2. 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	2,572百万円	14,307百万円
繰延税金負債	△6,639 //	△7,035 //

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	2.38%	4.36%
持分法による投資損益	2.86%	△0.89%
その他	0.70%	△0.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.56%	33.22%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

I. 経理の状況

【セグメント情報等】

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. サービスごとの情報	(単位:百万円)			
	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	132,522	67,192	69,747	269,462

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. サービスごとの情報	(単位:百万円)			
	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	130,856	106,510	72,982	310,349

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	220,000	-	-
							資金の借入(注2)	1,050,000	借入金	5,479,254
							借入金の返済	386,940		
							利息の支払	18,934	未払費用	4,755
							債務被保証(注3)	3,416,988	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2040年12月20日であります。なお、担保は提供していません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,335,948百万円の借入金があります。

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	80,000	-	-
							資金の借入(注2)	780,000	借入金	5,862,551
							借入金の返済	396,703		
							利息の支払	15,371	未払費用	3,831
							債務被保証(注3)	3,274,284	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2041年11月20日であります。なお、担保は提供していません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,000,119百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

I. 経理の状況

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	64,719円67銭	65,892円29銭
1株当たり当期純利益	867円21銭	1,382円07銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2021年3月31日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	3,703,415百万円	3,832,062百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	879,543 //	957,025 //
(危機対応準備金)	206,529 //	206,529 //
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	644,000 //	724,000 //
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	13,262 //	10,528 //
(非支配株主持分)	15,752 //	15,968 //
普通株式に係る期末の純資産額	2,823,872 //	2,875,036 //
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,632千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	45,246百万円	57,612百万円
普通株主に帰属しない金額	7,408 //	△2,690 //
(特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失のうち 国庫に帰属すべき額に相当する金額)	7,408 //	△2,690 //
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	37,838 //	60,303 //
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株

I. 経理の状況

(重要な後発事象)

1. 当行の取引先である日医工株式会社が、2022年5月13日、一般社団法人事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続に基づく金融支援を要請しました。当連結会計年度末の当該取引先に関連する債権総額は30,375百万円であり、担保等で保全されていない部分は30,375百万円であります。今後の当該手続の進展によっては翌連結会計年度において、新たに回収不能と見込まれる債権額に対して貸倒引当金を追加計上、または債権額を直接減額する可能性があります。

2. 当行は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の定時株主総会に、特定投資準備金の額の減少について付議することを決議しました。

(1) 特定投資準備金の額の減少の目的

特定投資業務の実施状況および財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認め、特定投資準備金の額の一部を減少いたします。

(2) 特定投資準備金の額の減少方法

株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の一部を減少し、併せて、国庫に帰属すべき額に相当する金額を国庫に納付し、残りの金額について資本準備金の額を増加いたします。

(3) 減少する特定投資準備金の額

特定投資準備金の額1,543,000百万円を68,910百万円減少し、併せて、34,455百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を34,455百万円増加いたします。

(4) 特定投資準備金の額の減少の日程

① 取締役会決議日	2022年5月16日
② 株主総会決議日	2022年6月29日
③ 財務大臣認可申請日	2022年6月29日
④ 債権者異議申述最終期日	2022年7月31日
⑤ 効力発生日	2022年8月31日(予定)

I. 経理の状況

⑤連結附属明細表

債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
	12, 14, 15, 17, 19, 20, 22回 政府保証債 (国内債)	2006年6月28日～ 2008年6月19日	210,002	119,998 [90,005]	2.0～ 2.2	一般 担保 (注)7	2021年6月28日～ 2023年6月19日	(注)1
	3, 4, 11, 14, 16, 19, 22, 23, 26, 28～44, 46, 48～73回 政府保証債 (国内債)	2008年12月18日～ 2021年11月22日	1,510,937	1,195,597 [150,026]	0.001～ 2.1	無担保	2021年6月22日～ 2061年6月21日	
	67次 政府保証債 (外国債)	1998年9月4日	25,030	25,026	1.81	一般 担保 (注)7	2028年9月4日	(注)2
	5～7, 10, 11, 14次 政府保証債 (外国債)	2002年12月13日～ 2007年11月26日	369,016 (698,451千EUR)	369,015 (698,686千EUR) [105,033]	1.05～ 4.75	一般 担保 (注)7	2022年9月20日～ 2027年11月26日	(注)1
	10, 12～25次 政府保証債 (ユーロMTN)	2014年9月19日～ 2021年10月20日	1,291,611 (11,753,453千\$)	1,552,486 (13,104,510千\$) [122,336]	0.5～3.25	無担保	2021年9月1日～ 2031年10月20日	(注)3
	31, 34～36, 42回 財投機関債 (国内債)	2007年3月26日～ 2007年12月11日	74,972	74,974	2.23～2.74	一般 担保 (注)7	2027年5月28日～ 2047年3月20日	(注)4
当行	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	2008年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般 担保 (注)7	2023年9月19日	(注)4 (注)5
	31, 40, 47, 50, 57, 60, 63, 65, 66, 68, 69, 71, 72, 74, 75, 77～79, 81～83, 85, 86, 88～153回 普通社債 (公募債) (国内債)	2012年11月19日～ 2022年1月20日	1,522,001	1,691,403 [175,600]	0～1.183	無担保	2021年6月18日～ 2071年4月15日	
	3～6, 8～21, 23～25, 27, 28, 31, 34, 35, 39～42, 44～48, 52～69, 71～127回 普通社債 (私募債) (国内債)	2015年2月5日～ 2022年1月27日	427,000	426,500 [70,000]	0.001～ 1.16	無担保	2021年4月19日～ 2058年3月19日	
	45, 48, 49, 52, 54, 55, 57, 60～90回 普通社債 (ユーロMTN)	2013年10月23日～ 2022年2月18日	785,777 (4,180,748千\$) (1,704,568千EUR) (249,886千GBP) (770,000千AUD) (30,000千NZD)	930,233 (4,134,991千\$) (2,309,124千EUR) (499,549千GBP) (720,000千AUD) [140,547]	0.01～ 3.749	無担保	2021年4月8日～ 2049年5月7日	(注)6
コイン ベストメ ントジャ パン特定 目的会社	3回 特定社債	2019年6月28日	5,000	5,000	0.25727	一般 担保	2026年6月30日	(注)8
平塚ホー ルディング 特定目的 会社	5回 特定社債	2019年9月30日	125	125	0.35727	一般 担保	2026年9月30日	(注)8
合計	—	—	6,223,475	6,392,360	—	—	—	—

- (注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。
2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
3. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。
4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
5. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
6. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建、ユーロ英ポンド建、ユーロ豪ドル建及びユーロニュージーランドドル建無担保社債であります。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
8. これらの社債はノンリコース債務に該当します。
9. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
10. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
11. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券・社債(百万円)	853,549	868,776	987,528	782,606	674,482
ノンリコース社債(百万円)	—	—	—	—	5,125

借入金等明細表

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	10,664,537	10,573,681	0.209	—
借入金	10,479,970	10,370,144	0.199	2022年4月～2041年11月
ノンリコース借入金	184,566	203,537	0.715	2022年4月～2036年12月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,144,228	930,191	973,664	1,047,858	1,014,291
ノンリコース借入金(百万円)	7,695	7,259	6,513	71,325	35,137

資産除去債務明細表

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) その他

該当事項はありません。

I. 経理の状況

【2】財務諸表等

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2,124,938	2,115,882
現金	2	2
預け金	2,124,935	2,115,879
コールローン	684,000	705,000
金銭の信託	16,824	13,201
有価証券	※1, 2, 3, 4, 6 2,612,535	※1, 2, 3, 4, 6 3,086,107
国債	129,047	295,774
社債	812,512	819,041
株式	843,475	797,294
その他の証券	827,500	1,173,997
貸出金	※3, 4, 5 14,837,718	※3, 4, 5 14,490,758
証書貸付	14,837,718	14,490,758
その他資産	※3 164,520	※3 168,673
前払費用	2,859	5,025
未収収益	19,395	18,322
金融派生商品	76,438	46,539
金融商品等差入担保金	13,326	40,465
その他の資産	※4 52,500	※4 58,321
有形固定資産	110,369	109,724
建物	17,871	17,664
土地	90,151	90,037
建設仮勘定	285	37
その他の有形固定資産	2,061	1,986
無形固定資産	10,776	10,938
ソフトウェア	9,903	8,015
その他の無形固定資産	872	2,923
前払年金費用	1,078	2,736
繰延税金資産	—	12,335
支払承諾見返	※3 446,616	※3 557,127
貸倒引当金	△57,935	△83,960
投資損失引当金	△33	△33
資産の部合計	20,951,409	21,188,490

I. 経理の状況

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
債券	※4 3,483,570	※4 3,339,098
借入金	10,479,945	10,370,044
借入金	10,479,945	10,370,044
社債	2,734,779	3,048,137
その他負債	150,445	103,791
未払法人税等	14,661	13,973
未払費用	10,012	8,879
前受収益	175	171
金融派生商品	27,919	12,722
金融商品等受入担保金	81,083	58,570
資産除去債務	230	230
その他の負債	16,363	9,243
賞与引当金	4,734	4,848
役員賞与引当金	15	23
退職給付引当金	6,447	6,408
役員退職慰労引当金	117	130
偶発損失引当金	—	0
繰延税金負債	3,654	—
支払承諾	446,616	557,127
負債の部合計	17,310,326	17,429,609
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	※7 206,529	※7 206,529
特定投資準備金	※8 1,368,000	※8 1,543,000
特定投資剰余金	※8 28,172	※8 22,438
資本剰余金	336,466	241,466
資本準備金	336,466	241,466
利益剰余金	651,840	705,538
その他利益剰余金	651,840	705,538
別途積立金	619,342	643,724
繰越利益剰余金	32,498	61,813
株主資本合計	3,591,432	3,719,396
その他有価証券評価差額金	37,519	37,936
繰延ヘッジ損益	12,131	1,547
評価・換算差額等合計	49,651	39,484
純資産の部合計	3,641,083	3,758,881
負債及び純資産の部合計	20,951,409	21,188,490

I. 経理の状況

②損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
経常収益	238,752	280,207
資金運用収益	160,461	174,261
貸出金利息	132,477	128,163
有価証券利息配当金	22,324	41,401
コールローン利息	120	71
預け金利息	38	57
金利スワップ受入利息	5,508	4,560
その他の受入利息	△7	7
役務取引等収益	15,026	10,368
その他の役務収益	15,026	10,368
その他業務収益	14,095	15,035
外国為替売買益	—	15,035
金融派生商品収益	13,839	—
その他の業務収益	256	—
その他経常収益	49,168	80,541
償却債権取立益	423	3,052
株式等売却益	22,385	6,587
金銭の信託運用益	432	531
投資損失引当金戻入益	1	0
その他の経常収益	※1 25,925	※1 70,368
経常費用	168,508	198,050
資金調達費用	53,720	44,470
債券利息	21,743	19,401
コールマネー利息	△84	△188
売現先利息	△69	△100
借入金利息	27,606	21,961
短期社債利息	62	8
社債利息	4,490	3,404
その他の支払利息	△28	△16
役務取引等費用	442	691
その他の役務費用	442	691
その他業務費用	8,901	13,933
外国為替売買損	6,587	—
国債等債券売却損	1	—
国債等債券償却	110	—
債券発行費償却	936	506
社債発行費償却	1,265	1,138
金融派生商品費用	—	12,288
営業経費	52,982	54,154
その他経常費用	52,461	84,801
貸倒引当金繰入額	23,985	34,898
偶発損失引当金繰入額	—	0
貸出金償却	1,400	10
株式等売却損	85	153
株式等償却	7,950	41,825
その他の経常費用	※2 19,039	※2 7,913
経常利益	70,243	82,156
特別利益	677	30
固定資産処分益	677	30
特別損失	292	131
固定資産処分損	139	36
減損損失	153	94
税引前当期純利益	70,628	82,056
法人税、住民税及び事業税	29,010	36,330
法人税等調整額	△6,616	△11,106
法人税等合計	22,393	25,223
当期純利益	48,234	56,832

I. 経理の状況

③株主資本等変動計算書

前事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
					資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金 繰越利益剰余金 合計		株主資本 合計
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	636,466	589,406	39,884	629,290	3,333,145
当期変動額										
政府の出資			220,000							220,000
資本準備金から特定投資準備金への振替			300,000		△300,000	△300,000				—
剰余金の配当								△9,948	△9,948	△9,948
別途積立金の積立							29,935	△29,935	—	—
当期純利益								48,234	48,234	48,234
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				15,736				△15,736	△15,736	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	520,000	15,736	△300,000	△300,000	29,935	△7,385	22,549	258,286
当期末残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	336,466	619,342	32,498	651,840	3,591,432

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		20,709	19,687	40,396	3,373,542
当期変動額					
政府の出資					220,000
資本準備金から特定投資準備金への振替					—
剰余金の配当					△9,948
別途積立金の積立					—
当期純利益					48,234
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		16,810	△7,555	9,254	9,254
当期変動額合計		16,810	△7,555	9,254	267,541
当期末残高		37,519	12,131	49,651	3,641,083

当事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
					資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金 繰越利益剰余金 合計		株主資本 合計
当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	336,466	619,342	32,498	651,840	3,591,432
会計方針の変更による累積的影響額								△753	△753	△753
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	336,466	619,342	31,745	651,087	3,590,679
当期変動額										
政府の出資			80,000							80,000
資本準備金から特定投資準備金への振替			95,000		△95,000	△95,000				—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				△5,734				5,734	5,734	—
剰余金の配当								△8,115	△8,115	△8,115
別途積立金の積立							24,382	△24,382	—	—
当期純利益								56,832	56,832	56,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	175,000	△5,734	△95,000	△95,000	24,382	30,068	54,451	128,717
当期末残高	1,000,424	206,529	1,543,000	22,438	241,466	241,466	643,724	61,813	705,538	3,719,396

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		37,519	12,131	49,651	3,641,083
会計方針の変更による累積的影響額					△753
会計方針の変更を反映した当期首残高		37,519	12,131	49,651	3,640,330
当期変動額					
政府の出資					80,000
資本準備金から特定投資準備金への振替					—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替					—
剰余金の配当					△8,115
別途積立金の積立					—
当期純利益					56,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		417	△10,584	△10,166	△10,166
当期変動額合計		417	△10,584	△10,166	118,550
当期末残高		37,936	1,547	39,484	3,758,881

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年
その他：4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要な応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,134百万円(前事業年度末は13,226百万円)であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ

き、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金
- b. ヘッジ手段…通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金
- c. ヘッジ手段…外貨建直先負債
ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

当行が財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	57,935百万円	83,960百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「(重要な会計上の見積り)」に記載した内容をご参照ください。

I. 経理の状況

2. 市場価格のない株式等の評価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	2,612,535百万円	3,086,107百万円
市場価格のない株式等	708,273 //	1,208,431 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「(重要な会計上の見積り)」に記載した内容をご参照ください。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が753百万円減少、その他資産が1,085百万円減少、繰延税金資産が332百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
株式	162,891百万円	167,472百万円
出資金	318,887 //	333,632 //

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	32,348百万円	35,014百万円

※3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	34,543百万円	6,368百万円
危険債権額	47,047 //	72,913 //
三月以上延滞債権額	— //	— //
貸出条件緩和債権額	30,999 //	25,213 //
小計額	112,590 //	104,495 //
正常債権額	15,192,612 //	14,963,176 //
合計額	15,305,202 //	15,067,672 //

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※4. 為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	169,189百万円	213,178百万円
貸出金	840,231 //	694,953 //

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	15,451百万円	15,064百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	24,022百万円	26,054百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
債券	681,289百万円	591,289百万円

※5. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	798,060百万円	755,389百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	568,245 //	570,114 //

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	4,022百万円	3,488百万円

I. 経理の状況

I. 経理の状況

※7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
投資事業組合等利益	22,739百万円	66,393百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
投資事業組合等損失	13,758百万円	7,570百万円

(株主資本等変動計算書関係)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	3,360	3,325
合計	35	3,360	3,325

当事業年度(2022年3月31日)	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	2,104	2,069
合計	35	2,104	2,069

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	124,336	126,055
関連会社株式	38,519	41,381

I. 経理の状況

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	20,174百万円	27,317百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	27,775 //	37,865 //
退職給付引当金	1,974 //	1,962 //
その他	12,891 //	15,357 //
繰延税金資産小計	62,815 //	82,503 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△42,303 //	△46,153 //
評価性引当額小計	△42,303 //	△46,153 //
繰延税金資産合計	20,511 //	36,349 //
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△15,836 //	△15,956 //
繰延ヘッジ損益	△5,354 //	△683 //
その他	△2,975 //	△7,374 //
繰延税金負債合計	△24,166 //	△24,014 //
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△3,654 //	12,335 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 当行の取引先である日医工株式会社が、2022年5月13日、一般社団法人事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続に基づく金融支援を要請しました。当会計年度末の当該取引先に関連する債権総額は30,375百万円であり、担保等で保全されていない部分は30,375百万円であります。今後の当該手続の進展によっては翌会計年度において、新たに回収不能と見込まれる債権額に対して貸倒引当金を追加計上、または債権額を直接減額する可能性があります。

2. 当行は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の定時株主総会に、特定投資準備金の額の減少について付議することを決議しました。

(1) 特定投資準備金の額の減少の目的

特定投資業務の実施状況および財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認め、特定投資準備金の額の一部を減少いたします。

(2) 特定投資準備金の額の減少方法

株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の一部を減少し、併せて、国庫に帰属すべき額に相当する金額を国庫に納付し、残りの金額について資本準備金の額を増加いたします。

(3) 減少する特定投資準備金の額

特定投資準備金の額1,543,000百万円を68,910百万円減少し、併せて、34,455百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を34,455百万円増加いたします。

(4) 特定投資準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2022年5月16日
②株主総会決議日	2022年6月29日
③財務大臣認可申請日	2022年6月29日
④債権者異議申述最終期日	2022年7月31日
⑤効力発生日	2022年8月31日(予定)

I. 経理の状況

④ 附属明細表

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	28,304	10,640	834	17,664
土地	—	—	—	90,037	—	—	90,037
リース資産	—	—	—	—	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—	37	—	—	37
その他の有形固定資産	—	—	—	7,332	5,345	729	1,986
有形固定資産計	—	—	—	125,711	15,986	1,563	109,724
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	32,923	24,908	3,796	8,015
その他の無形固定資産	—	—	—	2,938	15	1	2,923
無形固定資産計	—	—	—	35,862	24,923	3,797	10,938

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	29,163	30,843	—	29,163	30,843
個別貸倒引当金	28,771	46,631	8,872	13,413	53,117
うち非居住者向け債権分	9,920	—	4,105	4,640	1,174
投資損失引当金	33	—	—	0	33
賞与引当金	4,734	4,839	4,724	—	4,848
役員賞与引当金	15	23	15	—	23
役員退職慰労引当金	117	30	17	—	130
偶発損失引当金	—	0	—	—	0
計	62,835	82,368	13,630	42,576	88,995

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金	洗替による取崩額
個別貸倒引当金	回収等による取崩額
うち非居住者向け債権分	回収等による取崩額
投資損失引当金	自己査定結果による取崩額

○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	14,661	28,701	29,388	—	13,973
未払法人税等	10,959	20,896	22,087	—	9,768
未払事業税	3,701	7,805	7,301	—	4,205

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) その他

該当事項はありません。

II. 参考情報

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等平均残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	金額	金額
貸出金	14,178,009	14,376,613
有価証券	2,127,793	2,289,326

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。連結子会社については期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 有価証券の平均残高について当連結会計年度より集計方法を変更し、投資事業組合等出資金を控除して集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、資金運用勘定(うち有価証券)の平均残高は411,062百万円(411,062百万円)減少し、利回りは0.02%(0.16%)上昇しております。また、資金調達勘定に関し、当連結会計年度より集計方法を変更し、リース債務を加えて集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、資金調達勘定の平均残高は542百万円増加し、利回りは0.00%減少しております。

② 貸出金科目別期末残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	海外業務部門	合計	国内業務部門	海外業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	14,683,489	73,641	14,757,131	14,281,926	64,261	14,346,188
平均残高	14,100,173	77,836	14,178,009	14,301,661	74,952	14,376,613
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	14,683,489	73,641	14,757,131	14,281,926	64,261	14,346,188
平均残高	14,100,173	77,836	14,178,009	14,301,661	74,952	14,376,613

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び国内連結子会社であります。「海外業務部門」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありませぬ。

2. 有価証券の平均残高について当連結会計年度より集計方法を変更し、投資事業組合等出資金を控除して集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、国内業務部門の資金運用勘定(うち有価証券)の平均残高は390,981百万円(390,981百万円)減少し、利回りは0.02%(0.16%)上昇しております。また、資金調達勘定に関し、当連結会計年度より集計方法を変更し、リース債務を加えて集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、国内業務部門の資金調達勘定の平均残高は241百万円増加し、利息が10百万円減少し、利回りは0.00%低下しております。

3. 有価証券の平均残高について当連結会計年度より集計方法を変更し、投資事業組合等出資金を控除して集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、海外業務部門の資金運用勘定(うち有価証券)の平均残高は20,081百万円(20,081百万円)減少し、利回りは0.15%(0.20%)上昇しております。また、資金調達勘定に関し、当連結会計年度より集計方法を変更し、リース債務を加えて集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、海外業務部門の資金調達勘定の平均残高と利息はそれぞれ300百万円、10百万円増加し、利回りは3.49%上昇しております。

(2) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高)(連結)

(単位:百万円)

業種別	前連結会計年度末 (2021年3月末)		当連結会計年度末 (2022年3月末)	
	貸出金残高		貸出金残高	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	14,683,489	(100.00%)	14,281,926	(100.00%)
製造業	3,068,500	(20.90%)	2,827,481	(19.80%)
農業、林業	8	(0.00%)	405	(0.00%)
漁業	20	(0.00%)	—	(—)
鉱業、採石業、砂利採取業	191,113	(1.30%)	180,869	(1.27%)
建設業	51,652	(0.35%)	47,048	(0.33%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,132,796	(21.34%)	3,029,859	(21.21%)
情報通信業	251,239	(1.71%)	208,938	(1.46%)
運輸業、郵便業	3,178,211	(21.64%)	3,205,902	(22.45%)
卸売業、小売業	994,097	(6.77%)	997,855	(6.99%)
金融業、保険業	474,839	(3.23%)	470,821	(3.30%)
不動産業、物品賃貸業	3,008,569	(20.49%)	2,881,142	(20.17%)
各種サービス業	318,884	(2.17%)	418,830	(2.93%)
地方公共団体	13,432	(0.09%)	12,769	(0.09%)
その他	122	(0.00%)	0	(0.00%)
海外及び特別国際金融取引勘定分	73,641	(100.00%)	64,261	(100.00%)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	73,641	(100.00%)	64,261	(100.00%)
合計	14,757,131	(—)	14,346,188	(—)

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。
 3. ()内は構成比。

② 地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について(連結)

当行は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業には、投資回収に長期を要するものが多く、民間事業者では実施が困難なものが含まれております。

これらの法人への当連結会計年度末の債権残高は1,907億円(うちリスク管理債権は128億円、貸出金残高比率6.72%、なお当行全体<連結>のリスク管理債権比率は0.73%)です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位:百万円)

債権の区分	前連結会計年度末 (2021年3月末)		当連結会計年度末 (2022年3月末)	
	金額		金額	
破綻先債権	—		—	
延滞債権	6,930		9,150	
3ヵ月以上延滞債権	—		—	
貸出条件緩和債権	3,790		3,667	
合計	10,721		12,817	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

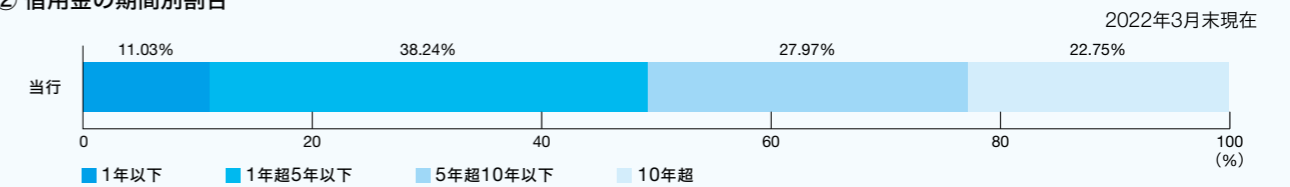
① 借入金等平均残高(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	金額		金額	
債券	3,451,674		3,436,968	
借入金	9,379,932		10,338,159	
社債	2,591,034		2,874,809	

(注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。
 2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

② 借入金の期間別割合



③ 自行債券の発行残高(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年3月末)	当事業年度 (2022年3月末)
政府保証債(国内)	1,720,939	1,315,596
政府保証債(海外)	1,685,658	1,946,527
財投機関債(国内)	74,972	74,974
財投機関債(海外)	2,000	2,000
社債(国内)	1,949,001	2,117,903
社債(海外)	785,777	930,233
短期社債	0	0
合計	6,218,350	6,387,235

④ 自行債券の期間別残高(単体)

(単位:百万円)

前事業年度末 (2021年3月末)	期間別残高					
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	450,171	480,186	310,167	300,412	160,000	20,000
政府保証債(海外)	55,276	401,568	469,272	322,295	437,245	—
財投機関債(国内)	—	—	—	19,998	—	54,974
財投機関債(海外)	—	2,000	—	—	—	—
社債(国内)	248,600	566,201	287,200	223,200	374,800	249,000
社債(海外)	85,943	245,394	312,453	48,181	52,192	41,612
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	839,991	1,695,351	1,379,093	914,088	1,024,238	365,586

当事業年度末 (2022年3月末)	期間別残高					
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	240,031	410,169	290,164	230,231	120,000	25,000
政府保証債(海外)	227,370	381,230	542,891	317,436	477,599	—
財投機関債(国内)	—	—	—	19,998	—	54,975
財投機関債(海外)	—	2,000	—	—	—	—
社債(国内)	245,600	601,703	409,200	200,200	397,200	264,000
社債(海外)	140,547	461,201	214,832	44,230	24,439	44,983
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	853,549	1,856,305	1,457,088	812,096	1,019,238	388,958

II. 参考情報

(4) 損益の状況

① 損益の概要(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	業務粗利益	126,519	140,571	140,571
経費(除く臨時処理分)	△52,982	△54,154	△54,154	△54,154
人件費	△20,881	△21,374	△21,374	△21,374
物件費	△24,685	△24,963	△24,963	△24,963
税金	△7,414	△7,816	△7,816	△7,816
業務純益(一般貸倒引当金繰入・のれん償却前)	73,537	86,417	86,417	86,417
のれん償却額	—	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	73,537	86,417	86,417	86,417
一般貸倒引当金繰入額	△9,754	△1,680	△1,680	△1,680
業務純益	63,782	84,737	84,737	84,737
うち債券関係損益	△111	—	—	—
臨時損益	6,460	△2,580	△2,580	△2,580
不良債権関連処理額	△15,619	△33,571	△33,571	△33,571
貸出金償却	△1,400	△10	△10	△10
個別貸倒引当金繰入額	△14,231	△33,218	△33,218	△33,218
その他の債券売却損等	12	△342	△342	△342
貸倒引当金戻入益・取立益等	423	3,052	3,052	3,052
投資関係損益	24,629	25,224	25,224	25,224
株式等関係損益	15,215	△34,129	△34,129	△34,129
ファンド関連損益	9,414	59,354	59,354	59,354
その他	△2,972	2,713	2,713	2,713
経常利益	70,243	82,156	82,156	82,156
特別損益	384	△100	△100	△100
うち固定資産処分損益	384	△100	△100	△100
税引前当期純利益	70,628	82,056	82,056	82,056
法人税、住民税及び事業税	△29,010	△36,330	△36,330	△36,330
法人税等調整額	6,616	11,106	11,106	11,106
法人税等合計	△22,393	△25,223	△25,223	△25,223
当期純利益	48,234	56,832	56,832	56,832

(注) 1. その他の債券売却損益等 偶発損失引当金繰入+貸出債権売却損益(その他経常損益分)
2. うち固定資産処分損益 うち固定資産処分益+うち固定資産処分損・減損損失

② 営業経費の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	給与・手当	16,573	16,983	16,983
退職給付費用	2,257	2,262	2,262	2,262
福利厚生費	2,732	2,879	2,879	2,879
減価償却費	5,388	5,361	5,361	5,361
土地建物機械賃借料	2,410	2,392	2,392	2,392
営繕費	3,719	3,978	3,978	3,978
消耗品費	670	591	591	591
給水光熱費	279	284	284	284
旅費	246	293	293	293
通信費	361	390	390	390
広告宣伝費	35	23	23	23
租税公課	7,414	7,816	7,816	7,816
その他	10,891	10,895	10,895	10,895
合計	52,982	54,154	54,154	54,154

(注) その他 その他+諸会費・寄附金・交際費

③ 部門別損益の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
	資金運用収支	106,740	—	106,740	129,791	—
資金運用収益	160,461	—	160,461	174,261	—	174,261
資金調達費用	53,720	—	53,720	44,470	—	44,470
役員取引等収支	14,584	—	14,584	9,677	—	9,677
役員取引等収益	15,026	—	15,026	10,368	—	10,368
役員取引等費用	442	—	442	691	—	691
その他業務収支	5,194	—	5,194	1,102	—	1,102
その他業務収益	14,095	—	14,095	15,035	—	15,035
その他業務費用	8,901	—	8,901	13,933	—	13,933
業務粗利益	126,519	—	126,519	140,571	—	140,571
業務粗利益率	0.73%	—	0.73%	0.78%	—	0.78%

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

2. 業務粗利益率 業務粗利益/資金運用勘定平均残高

④ 資金運用勘定・調達勘定の分析(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	17,342,246	—	17,342,246	17,934,921	—	17,934,921
利息	160,461	—	160,461	174,261	—	174,261
利回り	0.93%	—	0.93%	0.97%	—	0.97%
うち貸出金						
平均残高	14,258,798	—	14,258,798	14,520,930	—	14,520,930
利息	132,477	—	132,477	128,163	—	128,163
利回り	0.93%	—	0.93%	0.88%	—	0.88%
うち有価証券						
平均残高	2,543,494	—	2,543,494	2,743,010	—	2,743,010
利息	22,324	—	22,324	41,401	—	41,401
利回り	0.88%	—	0.88%	1.51%	—	1.51%
うち預け金						
平均残高	44,356	—	44,356	49,452	—	49,452
利息	38	—	38	57	—	57
利回り	0.09%	—	0.09%	0.12%	—	0.12%
資金調達勘定						
平均残高	15,746,640	—	15,746,640	17,263,949	—	17,263,949
利息	53,720	—	53,720	44,470	—	44,470
利回り	0.34%	—	0.34%	0.26%	—	0.26%
うち債券・社債						
平均残高	6,042,709	—	6,042,709	6,311,778	—	6,311,778
利息	26,234	—	26,234	22,806	—	22,806
利回り	0.43%	—	0.43%	0.36%	—	0.36%
うち借入金						
平均残高	9,379,932	—	9,379,932	10,338,159	—	10,338,159
利息	27,606	—	27,606	21,961	—	21,961
利回り	0.29%	—	0.29%	0.21%	—	0.21%

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

2. 預け金平均残高 預け金-(当座預け金+日銀預け金)

II. 参考情報

II. 参考情報

⑤ 役員取引等収支の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役員取引等収益	15,026	—	15,026	10,368	—	10,368
うち預金・貸出業務	13,149	—	13,149	7,872	—	7,872
役員取引等費用	442	—	442	691	—	691
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役員取引等収支	14,584	—	14,584	9,677	—	9,677

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。
2. うち預金・貸出業務 出融資事務手数料+出融資約諾手数料

⑥ その他業務収支の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	5,194	—	5,194	1,102	—	1,102
外国為替売買損益	△6,587	—	△6,587	15,035	—	15,035
国債等債券損益	△111	—	△111	—	—	—
その他	11,893	—	11,893	△13,933	—	△13,933

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。
2. 外国為替売買損益 外国為替売買益-外国為替売買損
国債等債券損益 国債等債券売却益+同償還益-同売却損-同償還損-同償却
その他 上記以外(差額計算)

(5) 諸比率等

① 利鞘(単体)

(単位:%)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	(1) 資金運用利回①	0.93
(イ) 貸出金利回	0.93	0.88
(ロ) 有価証券利回	0.88	1.51
(2) 資金調達原価②	0.69	0.58
(イ) 預金等利回	—	—
(ロ) 外部負債利回	0.36	0.27
(3) 総資金利鞘①-②	0.23	0.39

(注) 外部負債 = 債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

② 1株当たり情報(単体)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	63,652.12円	64,581.04円
1株当たり当期純利益金額	935.69//	1,364.19//

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
当期純利益	48,234百万円	56,832百万円
普通株主に帰属しない金額	7,408 //	△2,690 //
(特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	7,408 //	△2,690 //
普通株式に係る当期純利益	40,826 //	59,523 //
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株

③ 利益率(単体)

(単位:%)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	総資産業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)	0.38
総資産経常利益率	0.36	0.38
総資産当期純利益率	0.25	0.27
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)	2.15	2.40
自己資本経常利益率	2.05	2.28
自己資本当期純利益率	1.41	1.58

(注) ROA分母は資産の部の平均残高
ROE分母は純資産の部の平均残高

④ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
保証	82	446,616	64	557,127

⑤ 1店舗当たり貸出金(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,348,883	1,317,341

⑥ 職員1人当たり貸出金(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
職員1人当たり貸出金	12,063	11,528

⑦ 中小企業等貸出金(単体)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円 974,006	957,864
総貸出金残高②	百万円 14,837,718	14,490,759
中小企業等貸出金比率①/②	% 6.56	6.61
中小企業等貸出先件数③	件 839	825
総貸出先件数④	件 2,378	2,302
中小企業等貸出先件数比率③/④	% 35.28	35.84

(注) 1. 貸出金残高には、海外店及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人)以下の企業等であります。

II. 参考情報

2. 金融再生法開示債権の状況(単体)

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	34,543	6,368
危険債権	47,047	72,913
要管理債権	30,999	25,213
小計	112,590	104,495
正常債権	15,192,612	14,963,176
合計	15,305,202	15,067,672

(単位:百万円)

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
部分直接償却実施額	13,226	7,134

(単位:百万円)

開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.23	0.04
危険債権	0.31	0.48
要管理債権	0.20	0.17
正常債権	99.26	99.31

(単位:%)

保全状況

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	100.0	95.6
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	100.0	93.1
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理債権以外の要注意先債権	1.0	0.9
正常先債権	0.1	0.1

(単位:%)

3. リスク管理債権の状況(連結)

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

	前連結会計年度末 (2021年3月末)	当連結会計年度末 (2022年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	345	63
危険債権	470	729
要管理債権	309	252
うち三月以上延滞債権	—	—
うち貸出条件緩和債権	309	252
合計	1,125	1,044
正常債権	151,118	148,184

(単位:億円)

業種別リスク管理債権

	前連結会計年度末 (2021年3月末)	当連結会計年度末 (2022年3月末)
製造業	92	462
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	42	—
電気・ガス・熱供給・水道業	110	118
情報通信業	—	0
運輸業、郵便業	18	15
卸売業、小売業	79	78
金融業、保険業	54	38
不動産業、物品賃貸業	627	258
各種サービス業	99	73
地方公共団体	—	0
その他	—	0
合計	1,124	1,044

(単位:億円)

(注)各年度のリスク管理債権の定義に基づく

4. 自己資本比率の状況

自己資本比率の状況につきましては、III.自己資本充実の状況(P164~176)に記載しております。

5. 特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)

当事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)			
(単位:百万円)			
科目	特定投資業務	特定投資業務以外の業務	合計
経常収益	28,028	252,179	280,207
資金運用収益	22,286	151,974	174,261
役務取引等収益	1,543	8,825	10,368
その他業務収益	—	15,035	15,035
その他経常収益	4,197	76,343	80,541
経常費用	38,357	159,693	198,050
資金調達費用	—	44,470	44,470
役務取引等費用	32	659	691
その他業務費用	—	13,933	13,933
営業経費	2,819	51,334	54,154
その他経常費用	35,505	49,295	84,801
経常利益又は経常損失(△)	△10,329	92,486	82,156
特別利益	—	30	30
特別損失	—	131	131
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△10,329	92,385	82,056
法人税等合計	△4,595	29,819	25,223
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,734	62,566	56,832

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法(以下「法」という。)附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2.重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1)次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i)貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

(ii)営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。)を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。)で除して得た比率を乗じて得た額(小数点以下を四捨五入するものとする。)を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

(iii)その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(iv)その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る収益(特定投資業務に直接整理できるものを除く。) 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(v)法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

(vi)外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。

(2)(1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

III. 自己資本充実の状況

III. 自己資本充実の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に基づき、自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

当行及び当行グループは、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行及び当行グループはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁告示第11号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

【1】自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

項目	(単位：百万円、%)		
	2021年3月31日	2022年3月31日	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)			
普通株式に係る株主資本の額	2,024,471	1,977,060	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,336,890	1,242,506	1a
うち、利益剰余金の額	695,696	750,174	2
うち、自己株式の額(△)	—	—	1c
うち、社外流出予定額(△)	8,115	15,620	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
普通株式に係る新株予約権の額	—	—	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,655,075	1,823,412	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	5
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,679,548	3,800,473	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	34,893	32,942	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	22,673	20,852	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	12,219	12,090	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	2,319	224	10
繰延ヘッジ損益の額	13,271	10,798	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
退職給付に係る資産の額	1,105	1,799	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	21

項目	(単位：百万円、%)		
	2021年3月31日	2022年3月31日	国際様式の 該当番号
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1 資本不足額	—	—	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	51,590	45,766	28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,627,957	3,754,707	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目(3)			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	
その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,875	1,757	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	—	35
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,875	1,757	36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	17	19	40
Tier2 資本不足額	—	—	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	17	19	43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	1,858	1,738	44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	3,629,815	3,756,445	45
Tier2 資本に係る基礎項目(4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	—	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—	
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	441	382	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	—	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	29,098	30,675	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	29,098	30,675	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	29,539	31,057	51

III. 自己資本充実の状況

項目	2021年3月31日	2022年3月31日	(単位：百万円、%)
			国際様式の 該当番号
Tier2 資本に係る調整項目(5)			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額及び その他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段及び その他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段及び その他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	55
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—	57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	29,539	31,057	58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	3,659,354	3,787,502	59
リスク・アセット(6)			
リスク・アセットの額 (ヲ)	21,787,451	22,112,712	60
連結自己資本比率(7)			
連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	16.65%	16.97%	61
連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	16.66%	16.98%	62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16.79%	17.12%	63
調整項目に係る参考事項(8)			
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	106,410	114,899	72
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る 調整項目不算入額	3,538	3,803	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 係る調整項目不算入額	—	—	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	6,394	18,752	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(9)			
一般貸倒引当金の額	29,098	30,675	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	269,591	273,422	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向け エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の 合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—	—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(10)			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	—	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入 上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—	—	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入 上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	85

【2】定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項	(1) 告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲(以下、「会計連結範囲」)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 相違はありません。 (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 連結子会社 45社 主要な連結子会社 P177(『グループ会社』欄)をご参照ください。 (3) 告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融関連業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容 該当ありません。 (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の名称 該当ありません。 (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 該当ありません。
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	P68～72(『リスク管理』の『統合リスク管理』欄)をご参照ください。
3. 連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	P68～73(『リスク管理』)をご参照ください。
4. 信用リスクに関する事項	イ. リスク管理の方針及び手続の概要 P68～69(『リスク管理』の『統合リスク管理 信用リスク』欄)をご参照ください。 ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。 (株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	当行では、与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。 担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	当行は、取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。

III. 自己資本充実の状況

III. 自己資本充実の状況

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要
 当行が保有している証券化エクスポージャーは、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第1条第47号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。
 また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。

ロ. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要
 当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、斯かる情報については審査部にも提供され、審査部は必要に応じてかかる情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。

ハ. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化を行った場合の当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等及び関連法人のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称
 該当ありません。

ニ. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ことこの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響
 該当ありません。

ホ. 証券化取引に関する会計方針
 投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。

ヘ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。
 (株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

10. 出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

11. 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要
 P72(『リスク管理』の『統合リスク管理 オペレーショナル・リスク』欄)をご参照ください。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
 基礎的手法を採用しております。

P70(『リスク管理』の『統合リスク管理 投資リスク』欄)をご参照ください。

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要
 P71(『リスク管理』の『統合リスク管理 市場リスク 金利リスク』欄)をご参照ください。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要
 定量的な開示事項であるΔEVE及びΔNIIは、平成26年金融庁告示第7号にて定められている金利ショックに対する経済価値変動額及び期間収益変動額を通貨別に計測した上で、ΔEVEは変動額が損失となる通貨についてのみの単純合算、ΔNIIは変動額の単純合算により、算定しております。また、当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。
 ①VaR：保有期間1年、観測期間10年、信頼区間99.9%、分散・共分散法により計測
 ②BPV：金利が平行移動(パラレルシフト)した場合の経済価値変動額を計測

【3】定量的な開示事項

定量的な開示事項(連結)

1. リスク・アセットの概要

	リスク・アセット		所要自己資本	
	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日
信用リスク	12,220,757	11,786,801	977,660	942,943
うち、標準的手法適用分	11,759,354	11,212,568	940,748	897,005
その他	461,403	574,233	36,912	45,938
カウンターパーティ信用リスク	168,745	122,550	13,498	9,802
うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	44,178	30,098	3,534	2,407
うち、CVAリスク	124,286	92,198	9,942	7,375
うち、中央清算機関関連エクスポージャー	281	254	22	20
その他	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)	1,711,562	1,862,240	136,924	148,979
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マナド方式)	2,091,820	2,473,435	167,345	197,874
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式1.250%)	1,348,517	1,749,545	107,881	139,963
未決済取引	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	4,001,100	3,822,811	320,086	305,824
うち、外部格付準拠方式適用分	31,984	30,738	2,558	2,459
うち、標準的手法準拠方式適用分	1,187,906	1,115,585	95,032	89,246
うち、1.250%のリスク・ウェイト適用分	2,781,210	2,676,488	222,496	214,119
オペレーショナル・リスク	220,111	238,935	17,608	19,114
うち、基礎的手法適用分	220,111	238,935	17,608	19,114
特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	24,833	56,390	1,986	4,511
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
合計	21,787,451	22,112,712	1,742,988	1,769,010

III. 自己資本充実の状況

III. 自己資本充実の状況

2. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうちに掲げる区分ごとの額

(1) 地域別 (単位: 百万円)

	2022年3月31日
国内	19,946,845
海外	109,503
合計	20,056,349

(注) 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

(2) 業種別又は取引相手別 (単位: 百万円)

	2022年3月31日
製造業	4,045,647
農業、林業	606
漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業	177,643
建設業	62,333
電気・ガス・熱供給・水道業	2,942,341
情報通信業	216,260
運輸業、郵便業	3,260,440
卸売業、小売業	1,173,467
金融業、保険業	3,533,494
不動産業、物品賃貸業	2,744,407
各種サービス業	476,165
地方公共団体	12,771
その他	1,410,767
合計	20,056,349

(3) 残存期間別 (単位: 百万円)

	2022年3月31日
5年以下	10,611,629
5年超10年以下	4,934,996
10年超15年以下	1,461,928
15年超	1,385,018
期間のないもの等	1,662,776
合計	20,056,349

ロ. 信用リスク削減手法

(単位: 百万円)

	2022年3月31日				
	非保全 エクスポージャー	保全された エクスポージャー	担保で保全された エクスポージャー	保証で保全された エクスポージャー	クレジット・ デリバティブで 保全された エクスポージャー
貸出金	12,318,137	1,054,757	—	921,274	—
有価証券(負債性のもの)	1,351,675	12,394	—	12,394	—
その他オン・バランスシートの資産 (負債性のもの)	705,013	—	—	—	—
合計	14,374,825	1,067,151	—	933,668	—
うちデフォルトしたもの	59	—	—	—	—

ハ. 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

(単位: 百万円)

資産クラス/リスク・ウェイト	2022年3月31日								
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)								
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	250%	1,250%	合計
現金	2	—	—	—	—	—	—	—	2
日本国政府及び日本銀行向け	1,609,101	—	—	—	—	—	—	—	1,604,462
外国の中央政府及び 中央銀行向け	244,753	—	—	—	—	—	—	—	244,753
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,771	—	—	—	—	—	—	—	12,771
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	500	—	—	—	—	—	500
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	1,486,905	12,982	4,010	—	—	—	1,508,536
法人等向け	36,320	211,083	1,216,657	7,757,122	4,891,847	—	—	—	14,113,029
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	898,927	—	—	—	898,927
三月以上延滞等 (抵当権付住宅ローンを除く。)	—	—	—	—	—	59	—	—	59
抵当権付住宅ローンに係る 三月以上延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等(重要な出資を除く。)	—	—	—	—	970,721	—	—	—	970,721
合計	1,902,947	211,083	2,704,062	7,770,104	6,765,505	59	—	—	19,353,760

価値創造ストーリー

戦略

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・データ

データ編

III. 自己資本充実の状況

3. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. カウンターパーティ信用リスクに関する事項

(1) 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

(単位：百万円)

	2022年3月31日	
	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
カレント・エクスポージャー方式	113,676	30,098

(2) 業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円)

	2022年3月31日								
	与信相当額(信用リスク削減効果勘案後)								
	0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2	—	—	—	—	—	—	—	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	103,605	—	—	—	—	—	103,605
法人等向け	—	—	109	1,207	—	8,734	—	—	10,050
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	17	—	—	17
合計	2	—	103,714	1,207	—	8,751	—	—	113,674

ロ. CVAリスクに対する資本賦課

(単位：百万円)

	2022年3月31日	
	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額(CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	113,845	92,198

ハ. 担保の内訳

(単位：百万円)

	2022年3月31日					
	派生商品取引で使用される担保				レボ形式の取引で使用される担保	
	受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない			
現金(国内通貨)	—	—	—	—	—	—
現金(外国通貨)	—	—	—	—	—	—
国内ソブリン債	—	—	—	—	—	—
その他ソブリン債	—	—	—	—	—	—
政府関係機関債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
その他担保	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

ニ. クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

(単位：百万円)

	2022年3月31日	
	購入したプロテクション	提供したプロテクション
想定元本		
シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	—	—
インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	—	—
トータル・リターン・スワップ	—	—
クレジットオプション	—	—
その他のクレジット・デリバティブ	—	—
想定元本合計	—	—
公正価値		
プラスの公正価値(資産)	—	—
マイナスの公正価値(負債)	—	—

ホ. 中央清算機関向けエクスポージャー

(単位：百万円)

	2022年3月31日	
	中央清算機関向けエクスポージャー(信用リスク削減手法適用後)	リスク・アセットの額
適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)	/	254
適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー(当初証拠金を除く。)	12,745	254
(i) 派生商品取引(上場以外)	12,745	254
(ii) 派生商品取引(上場)	—	—
(iii) レボ形式の取引	—	—
(iv) クロスプロダクト・ネットリングが承認された場合のネットリング・セット	—	—
分別管理されている当初証拠金	32,000	/
分別管理されていない当初証拠金	—	—
事前拠出された清算基金	—	—
未拠出の清算基金	—	—

III. 自己資本充実の状況

III. 自己資本充実の状況

4. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 原資産の種類別の証券化エクスポージャー(信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)

(単位:百万円)

	2022年3月31日				
	自金融機関が オリジネーター	自金融機関が スポンサー	自金融機関が投資家		
			資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	小計
リテール(合計)	—	—	—	—	—
ホールセール(合計)	—	—	1,404,589	—	1,404,589
ストラクチャード・ファイナンス	—	—	1,404,589	—	1,404,589
その他	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—

(2) 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本

(単位:百万円)

2022年3月31日	
エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)	
20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	60,983
20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	1,835
50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	1,119,224
100%超1,250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	8,427
1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	214,119
所要自己資本の額(算出方法別)	
外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	2,459
標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	89,246
1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	214,119

5. 金利リスク(単体)

(単位:億円)

	2021年3月31日		2022年3月31日	
	ΔEVE	ΔNII	ΔEVE	ΔNII
上方パラレルシフト	3	94	—	138
下方パラレルシフト	1,157	Δ225	815	Δ260
スティープ化	13	/	21	/
フラット化	811	/	577	/
短期金利上昇	125	/	98	/
短期金利低下	20	/	31	/
最大値	1,157	94	815	138
	2021年3月31日		2022年3月31日	
Tier1資本の額	36,125		37,322	

連結レバレッジ比率の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2021年 3月31日	2022年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
オン・バランス資産の額(1)				
調整項目控除前のオン・バランス資産の額	19,358,916	19,542,439	1	
連結貸借対照表における総資産の額	19,895,296	20,195,666		1a 1
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれない子法人等の資産の額(Δ)	—	—		1b 2
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—		1c 7
連結貸借対照表における総資産の額から控除される 調整項目以外の資産の額(Δ)	536,380	653,227		1d 3
Tier1資本に係る調整項目の額(Δ)	38,336	34,986	2	7
オン・バランス資産の額 (イ)	19,320,579	19,507,453	3	
デリバティブ取引等に関する額(2)				
デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額	—	—	4	
デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	135,643	70,324		
デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額	—	—	5	
デリバティブ取引等に関するアドオンの額	78,693	73,069		
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	13,326	40,465		
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して差し入れた担保の対価の額	—	—	6	
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—		
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の 対価の額のうち控除する額(Δ)	—	—	7	
清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務づけられて いない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(Δ)	—	—	8	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額	—	—	9	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額から控除した額(Δ)	—	—	10	
デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	227,662	183,859	11	4
レポ取引等に関する額(3)				
レポ取引等に関する資産の額	—	—	12	
レポ取引等に関する資産の額から控除した額(Δ)	—	—	13	
レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクの エクスポージャーの額	—	—	14	
代理取引のエクスポージャーの額	—	—	15	
レポ取引等に関する額 (ハ)	—	—	16	5
オフ・バランス取引の額(4)				
オフ・バランス取引の想定元本の額	1,695,244	1,748,435	17	
オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への 変換調整の額(Δ)	510,137	598,850	18	
オフ・バランス取引の額 (ニ)	1,185,107	1,149,585	19	6
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率(5)				
資本の額 (ホ)	3,629,815	3,756,446	20	
総エクスポージャーの額((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	20,733,349	20,840,898	21	8
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率((ホ)/(ヘ))	17.50%	18.02%	22	

III. 自己資本充実の状況

(単位：百万円)

項目	2021年 3月31日	2022年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)				
総エクスポージャーの額 (へ)	20,733,349	20,840,898		
日本銀行に対する預け金の額	1,326,532	1,312,924		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の 総エクスポージャーの額 (へ')	22,059,881	22,153,823		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の 連結レバレッジ比率 ((ホ)／(へ'))	16.45%	16.95%		

主要な指標(連結)

(単位：百万円、%)

	2021年3月31日	2021年9月30日	2022年3月31日
資本			
普通株式等Tier1資本の額	3,627,957	3,714,491	3,754,707
Tier1資本の額	3,629,815	3,716,197	3,756,446
総自己資本の額	3,659,355	3,738,895	3,787,503
リスク・アセット			
リスク・アセットの額	21,787,451	21,811,569	22,112,712
自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率	16.65%	17.02%	16.97%
連結Tier1比率	16.66%	17.03%	16.98%
連結総自己資本比率	16.79%	17.14%	17.12%
連結レバレッジ比率			
総エクスポージャーの額	20,733,349	20,400,241	20,840,898
連結レバレッジ比率	17.50%	18.21%	18.02%

会社情報

商号	株式会社日本政策投資銀行
設立	2008年10月
本店所在地	〒100-8178 東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー Tel: 03-3270-3211
資本金	1兆4億24百万円
従業員数	1,809名(単体1,257名)

(2022年3月末時点)




グループ会社

DBJグループはお客様のニーズにあわせて多様なサービスを提供しています。



海外拠点

DBJ Singapore Limited	シンガポールに拠点を置く現地法人子会社。主にアジア・太平洋地域における投融資サポート業務やアドバイザリーサービス業務、現地情報の収集・発信を実施しています。
DBJ Europe Limited	英国ロンドンに拠点を置く現地法人子会社。主に欧州における投融資のサポート業務を展開しているほか、現地情報の収集・発信を実施しています。
政投銀投資諮詢(北京)有限公司	北京・上海に拠点を置く現地法人子会社。主に中国における投融資のサポート業務を展開しているほか、現地情報の収集・発信を実施しています。
DBJ Americas Inc.	米国ニューヨークに拠点を置く現地法人子会社。主に米州における投融資サポート業務を展開しているほか、現地情報の調査・発信を実施しています。




投資/証券/アセットマネジメント

DBJキャピタル株式会社	DBJグループのベンチャーキャピタル。主にアーリーステージのベンチャー企業に対するエクイティ投資とハンズオンによる成長支援を行っています。	 DBJキャピタル株式会社 日本政策投資銀行グループ
DBJ証券株式会社	DBJグループの投融資機能を補完する証券子会社。オルタナティブ商品分野を中心に最適な資金調達をサポート、資金運用機会を提供し、多様なニーズに柔軟に対応します。	 DBJ証券株式会社 日本政策投資銀行グループ
DBJアセットマネジメント株式会社	不動産、PE、インフラ投資専門の投資運用会社。DBJグループの総合的な金融力を背景としながら、投資家に対し高質な投資機会を提供しています。	 DBJアセットマネジメント 日本政策投資銀行グループ

調査/コンサルティング

株式会社日本経済研究所	調査・コンサルティングを主とする総合シンクタンク。パブリック、ソリューション、国際の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点からお客様のニーズに応えます。	 株式会社日本経済研究所 Japan Economic Research Institute Inc.
株式会社価値総合研究所	先進的技術知見や独自の経済モデルを用いた分析に強みを有する総合シンクタンク。広範な政策課題にテラーメードのソリューションを提供しています。	 株式会社価値総合研究所 日本政策投資銀行グループ

不動産管理/ITサービス/シェアードサービス

DBJリアルエステート株式会社	DBJグループの管財機能を担う会社として、オフィスビルの賃貸、貸会議室、ビジネスライブラリー等の事業を行っています。	 DBJリアルエステート株式会社 日本政策投資銀行グループ
株式会社コンシスト	ITに関するコンサルティングから開発、保守・運用までワンストップで提供し、社会の課題をITの視点と技術で解決します。	 株式会社コンシスト
DBJビジネスサポート株式会社	DBJグループのシェアードサービス事業等を行っており、事務の集約化・効率化等を通じて、DBJグループの事業をサポートする役割を担います。	 DBJビジネスサポート株式会社 日本政策投資銀行グループ